岐阜大学教育学部研究報告　教育実践研究　第6巻（2004）

マイノリティの視点から見た国際理解教育(上)

－特に在日韓国朝鮮人の教育・生活・人権について－

The International Education from the Viewpoint of the Minorities

The Education, Lives, and Human Rights of the Korean in Japan

寺島　隆吉（岐阜大学教育学部）
佐藤　聡美（株式会社神田塾校非常勤講師）
大津由衣子（瀬戸市役所高齢者福祉課）

序　文

以下は，佐藤聡美と大津由衣子（いずれも生涯教育課程，2003年3月卒業）の卒業研究を寺島の責任で纏め直したものである。佐藤は主として在日韓国朝鮮人の教育について，大津は在日韓国朝鮮人の生活と人権について調査し研究した。

毎週1回，文献を読み調査研究したものを卒業研究セミナーで報告し討論した。その討論で出てきた新しい疑問・意見をもとに再度，文献を読み直し調査に出かけ，その結果として出来上がったものが，この卒業研究である。したがって，この研究はいわば上記三者の共同研究と言える。

日本と韓国の関係はワールドサッカーの共同開催を機に，新しい関係に入ってきている。韓国の日本文化に対する輸入規制も緩和され，他方，日本の側も韓国映画の輸入上映など，韓国文化に対する新しい視点を築きつつある。

このような好ましい機運があるにもかかわらず，他方では「拉致事件」を理由に日本と朝鮮半島の間には緊張関係が高まり，それが在日韓国朝鮮人にたいする風当たりを強くしている。とりわけ朝鮮学校に通う生徒に対する嫌がらせは目に余るものがある。

これは米国におけるアラブ系住民への仕打ちを彷彿させるものである。例の「911事件」以後，米国ではアラブ系住民に対する脅迫・嫌がらせが後を絶たないだけでなく，当局による逮捕状なき逮捕・拘留が続出し，弁護士の接見も許されない事態になっている。このような事態にたいして国際人権団体アムネスティー・インターナショナルも強い抗議声明を発表している。

日本における在日韓国朝鮮人の状況も，事態の進展如何によっては類似した状況に陥る危険性がある。これは石原都知事の「三国人」発言に典型的に見られるものであり，在日韓国朝鮮人にとっては，関東大震災時における朝鮮人大虐殺を強く想起させるものであった。このような発言が出てくる背景には，在日韓国朝鮮人の歴史が我々に十分に知らされていないことがあるのではないか。

実を言うと，恥ずかしいことだが，本論文の調査・研究を通して初めて知った事実が数多くあった。日本が多文化共生の国際理解教育，多民族共生の国家づくりを目指すのであれば，まず在日韓国朝鮮人の実態を知り，それを土台にした方策が提起されねばならないのだ，と改めて認識させられた次第である。そのために本研究がささやかなりとも貢献が出来れば幸いである。

目次

第1章 民族教育の歴史
第1節　在日韓国朝鮮人の生まれた歴史的経緯
はじめに
1　土地調査事業
2　産米増殖計画
3　強制連行
4　解放後の在日韓国朝鮮人
5　考察
第2節　民族教育の生まれた歴史的経過
はじめに
1　日本の植民地下における民族教育
2　解放後の在日韓国朝鮮人の民族教育
3　阪神教育闘争
3－1　阪神教育闘争の背景
3－2　阪神教育闘争の経過
3－3　阪神教育闘争その後
4　サンフランシスコ講和条約以降の民族教育（1952－65）
5　日韓条約以降の民族教育（1965～現在）
6　考察

第２章 現在の民族教育
第１節　民族教育の種類（民族学校，民族学級，夜間中学）
はじめに
1　民族学校の歴史と概況
2　民族学級の歴史と概況
3　夜間中学の歴史と概況
第２節　民族学校の実状と問題
はじめに
1　民族学校の教育内容
1－1　東京韓国学校（小・中・高）
1－2　白頭学院（建国幼・小・中・高）
1－3　金剛学園（幼・小・中・高）
1－4　京都韓国学校（中・高）
1－5　学校法人大阪朝鮮学園（中・高）
2　民族学校の抱える問題
2－1　民族学校（各種学校）と私立学校（一条校）の違い
2－2　民族学校の財政問題
2－3　民族学校の進路問題
3　考察
3－1　教育内容について
3－2　財政・進路問題について
第３節 民族学級の実状と問題
はじめに
1　民族学級をめぐる背景
1－1　大阪の民族学級・民族クラブの概況
1－2　大阪市の『在日外国人教育基本方針』
2　大阪府・市の小学校における民族学級
2—1　大阪府堺市立少林寺小学校における民族教育・
2－1—1　国際理解・共生社会を目指す「トラヂ学級」
2－1—2　少林寺小学校における「民族学級」の教育内容
2－1－3　在日コリアンの児童および呉先生との会話から
2－1－4　民族学級が好かれている理由
2－2　大阪市立北鶴橋小学校における民族学級
2－2－1　民族学級の教育内容
2－2－2　教師の思い・生徒の思い
2－2－3　朴先生との会話から
2－2－4　民族学級と「総合的学習」「国際理解教育」
2－2－4－1　外国人児童教育における教育目標
2－2－4－2　総合的な学習の時間における国際理解教育
2－2－4－3　多文化共生教育としての国際理解・民族教育
3　民族学級が抱える問題点と今後の展望
第４節　夜間中学校における民族教育
はじめに
1　大阪府東大阪市立長栄中学校夜間学級
2　奈良県橿原市立畝傍中学校夜間学級
3　民族教育としての夜間中学校と民族教育の今後

＜以下は次号＞
第３章 在日韓国朝鮮人の生活と人権問題
第１節 在日韓国朝鮮人問題の背景
1　在日韓国朝鮮人の経済活動
2　在日韓国朝鮮人の国籍問題
3　在日韓国朝鮮人の戦後補償
第２節 在日韓国朝鮮人の生活と人権
1　在日韓国朝鮮人と姓名
2　在日韓国朝鮮人と就職
3　在日韓国朝鮮人と結婚（女性）
第３節 大阪国際理解教育研究センター（ＫＭＪ）の活動
1　在日コリアン＆マイノリティ啓発講座
2　在日コリアン＆マイノリティ就職教育セミナー
3　在日コリアン高齢者福祉事業

終章　国際理解教育の今後の課題と展望
参考文献・参考資料

第1章　民族教育の歴史

第1節　在日コリアンの生まれた歴史的経緯

はじめに

日本には在日韓国・朝鮮人が約67万人いると言われている。帰化などをして日本国籍を取得した人も含めると，100万人を超す在日コリアンがいるとさえ言われている。そこで，在日コリアンはどうして日本にいるのかを，「在日韓国青年同盟中央本部（編）1970『在日韓国人の歴史と現実』　洋々社」と「朴鐘鳴（パクチョンミョン）（編）1999『在日朝鮮人』明石書店」などを参考に，“在日コリアン”が生まれた理由を探っていくこととする。

1　土地調査事業

日本は1910年に,「韓国併合条約」を軍事的圧力によって結び，朝鮮を完全な植民地とした。以後，朝鮮総督府統治下で行われた植民地政策の過程で，多くの朝鮮人は渡日することになる。この頃の渡航，就労は，朝鮮へ進出した日本人業者が労働力獲得のために連れてきていた。そして，1910年の韓国併合以前から朝鮮人労働者の日本への渡航があったことも明らかになっている。

1910年以降，朝鮮人には従来の「日本国内での居住制限及び業務禁止の勅令」(1899・7・28勅令352号第1条）は適用されなくなり，法的には日本への移住は自由になった。また，1914年に第1次世界大戦を経て軍需景気下で膨張した日本経済の低賃金労働力に対する要求が増大した時期でもあった。これらのことから在日コリアンの歴史の始まりはここであったと考えることができる。以下にその内容を示す。

朝鮮における農業を日本の支配下に置くため，土地調査事業を行った。土地調査事業は，土地の所在地，所有者，価格，地図，地形，坪数などを調査するもので，1910年から1918年にかけて行われた。これは近代的な土地所有権の確立の基礎を築くものだと言われていたが，その実態は土地所有権の移転をしやすくし，日本がより多くの農地を管理し，米の収奪を増やし，各種の納税で利潤を得るための政策であった。

この調査では，土地所有者が自身で申告を行うことになっていたが，手続きも煩雑であった上に，字が読めなかったり，申告方法が分からなかったり，「申告すれば余計な税金がかかる」などの噂を信じるなどして届け出なかった人もいた。申告した人の中には，期限切れだったり，申告内容に不備があったりして無効になった人もいた。それらは，地域の責任者や地主が勝手に自分の土地であるように申告し，所有した。

申告しなかった土地は，朝鮮総督府の所有となり，日本人や資本家に安く払い下げられた。そして，1918年には全農家戸数の3.3%の地主が全耕地面積の50.4%を所有することになった。全農家戸数の37.6%は小作農家で，自作兼小作農家が39.3%，自作農家は19.6%であった。小作農民は，収穫の5割から7割の小作料を払わなけばならなかった。全農家の77%以上を占める小作農家および自作農兼小作農家は，高率の小作料と高利債によって赤字を余儀なくされ，農民を続けられなくなった。その農民は，国内労働者，都市農民などとなり，一部は北の満州，シベリア方面，南の日本へと移住していった。

2　産米増殖計画

産米増殖計画は，1920年に始まった。それは，1918年に日本で起こった米騒動による食料危機問題の解決というのが主な目的であった。この計画は，15年間に土地改良と耕作方法の改善や水利施設の完備をし，約920万石の米の増産を目指すものだった。しかし，1925年に計画が変更され，12年間に816万石の米の増産を目指すこととなった。

この計画は，朝鮮において，農民の負債を増大させ，飢餓と没落を増やしたに過ぎなかった。逆に

日本では，朝鮮米の大量移入により米価の高騰を抑え，労働者の低賃金水準を維持することになった。日本の資本家たちは安価な朝鮮人労働力を移入し，より大きい利潤を得るために，1923年に「朝鮮人の旅行取締りに関する件」を廃止させた。これによって，朝鮮人の渡航は自由になり，朝鮮人労働者の渡航数は激増し，1年間に2，3万人のペースで増加していった。

しかし，朝鮮人労働者を日本に大量に移入することは，日本人の失業労働者に圧迫を加え，低賃金と最低の労働条件を押し付け，恐慌の弊害を労働者にしわ寄せをするものとなった。低賃金について具体的に言うと，日本人と朝鮮人労働者との賃金格差は0.2円から0.9円ほどあり，当時の日本人の賃金が2円前後であったことから，朝鮮人がいかに低賃金で雇われていたかが分かる。それでも朝鮮人が日本に来たのは，朝鮮での賃金は更に低く，0.9円から高くても1.6円であったという背景があった。1923年頃に日本は慢性的不況状態に入り，大量の失業者が生まれ，深刻な社会問題となっていた。その理由を日本政府は朝鮮人労働者の渡航の増加によるものとし，1923年5月「朝鮮人労働者募集に関する件」通牒で，「朝鮮総督府と協議を遂げ自由渡航及び団体渡航に対しては成る可く之を阻止する」こととした。翌1924年2月には「朝鮮人に対する旅行証明書の件」により渡航証明書の扱いを厳しくし，1925年10月から釜山港で「渡航阻止制」を実施して，朝鮮人の渡航に制限を加えていった。

朝鮮人の日本への渡航目的を見てみると，約6割が労働のため，そして約3割が生活困難のためとしている。このことから，渡日する朝鮮人のほとんどが，生きていくためによりよい環境を求めていたということが分かる。一方，在朝日本人も増え続けていた。その数は1921年に36万7618人であったものが，1930年には50万1867人になっていることからも明らかである。在日朝鮮人が日本において低賃金で働くために，日本人の職が奪われると排外的に扱われたが，朝鮮では在朝日本人が大量に押し寄せたため，日本人に土地を奪われたり，家を追われたりしていていた。

結局，1929年の世界恐慌に誘発された昭和恐慌による米価の暴落と，日本の地主による朝鮮米移入反対によって中止されたが，その影響は朝鮮農民の離農をもたらすことになった。

3　強制連行

日本は世界恐慌の余波を受けた日本経済を救う道を侵略戦争に求めた。そして，1931年に中国郊外の柳条溝で鉄道爆破事件を起こし，その責任を中国に押し付けて満州を占領し，傀儡国家「満州国」を作った。1933年には国際連盟を脱退し，中国への侵略を始めた。そして1937年7月，北京郊外で中国軍と交戦し日中戦争が始まった。中国戦線へ送り込まれた兵士は開戦時には約30万人であったが，1938年には100万人を超える兵士が送り込まれた。若者が相次いで徴兵されるため，日本国内では目立って労働力が減少した。

こうした状況で日本は1938年に「国家総動員法」を制定し，翌1939年７月には「国民徴用令」を施行した。この目的は人的，物的資源を戦争のために総動員しようとしたものであった。そして，内務省・厚生省次官通牒で「朝鮮人労働者内地移住に関する件」を出した。これらを根拠に日本政府は，日中戦争による労働力不足を補うために国家権力で朝鮮人を日本へ大量に集団連行した。これはそれまでとは異なり，集団的強制連行の始まりと言える。

強制連行は元々，自由応募による動員であった。初年度の計画だけでも8万5000人の連行計画が立てられていたという。しかし実際は，募集地の警官の協力の下に権力的に行われていた。そして，日本への移動時には自由を拘束され，犯罪者のような扱いを受けたという。

1941年に太平洋戦争が始まると，翌1942年2月からは「官斡旋により隊組織」する形に変わった。それは，「事業主が府県知事に朝鮮人労働者雇用願を提出して，承認を得たのち，総督府に朝鮮人労務者斡旋申請書を提出する。総督府でこれを承認した場合は，地域を決定して通牒し，道ではさらに職業紹介所及び府，郡，島を通じて，邑，面まで割り当てを決定して，労務者を選定し取りまとめたのである。

また送り出しにあたって1組を5名ないし10名とし，2組ないし4組をもって1班とし，5班内外をもって1隊を組織して，隊長その他幹部をきめて統制をとり，これを雇用主またはその代理者が出発地でひきついで引率渡航」するものであった。朝鮮総督府と地方官庁の斡旋で労務者を集め，出身地別の隊組織を編成して一定の訓練を行い連行する方法である。しかし，その方法でも予定の人員に満たないことが多く，強制，脅迫，人狩りのようにして連行したと言われている。

1944年9月には「国民徴用令」による動員が朝鮮でも全面的に適用されたため，その強制力が大きくなり，日本へ連行される朝鮮人は激増した。具体的には，朝鮮人の強制連行が始まる前年の1938年の在日コリアンの人口は79万9865人であったが，1944年には193万6843人になっている。この期間の労働関係における日本への連行者は66万7684人であった。それ以外にも強制的ではないものの，戦時産業の要求で日本に渡航したり，連行者の家族や親戚が訪ねてくるなどの理由で46万9294人が日本に渡航，居住した。

日本に来た朝鮮人は，皇民化政策によって民族性の放棄を強制され，徹底的に同化を押し付けられた。具体的には日本語の使用強要と，公的な場所での朝鮮語の使用禁止，全面的な朝鮮語出版物の統制と禁止，創氏改名，宮城遙拝，皇民誓詞の斉唱などである。

1936年8月には内務省より「協和事業団体設置要領」「協和事業実施要旨」などが出され，これに沿って1939年末から1940年にかけて朝鮮人の住む全ての地域に「協和会」が結成された。協和会とは，特高警察が中心となって在日コリアンの思想状況を把握し，「皇民化」を強力に進め，また戦時労働動員のために内務省，厚生省の外郭御用団体として作られたものである。強制連行された朝鮮人労働者の同化教育や訓練，監視なども協和会の重要な仕事だった。

協和会は在日コリアンに対して，日本語の使用，和服着用指導，国防献金などを強要し，戦争協力を押し付けた。つまり皇民化政策を強力に推し進めたのである。また協和会は，「協和会会員章」を交付したが，在日コリアンの世帯主は常時携帯しなければならなかった。これには現住所，本籍地，職場だけでなく，戦時協力としての献金や労働奉仕，神社参拝状況なども記録されており，在日コリアンの住居・思想状況を監視する手段とされた。

4　解放後の在日コリアン

1945年8月15日に日本は敗戦の日を迎えた。朝鮮人にとってそれは祖国と民族の解放の日とされている。ここでは，朝鮮人からの視点ということから解放という言葉を用いることにする。日本にいた朝鮮人は帰国を急いで下関・博多などの港に殺到した。しかし，日本政府は在日コリアンの帰国事務および帰国に関して何の対処もしなかったため，在日コリアンは自力で漁船を借りるなどして帰国した。このような自費帰還者の実態を明らかにすることは不可能であるが，推定で約52万5000人とされている。

1945年9月2日に，これまで内務省所管であった外国人出入国管理行政業務はGHQ（連合司令部）に移ることになった。GHQは外国人引揚に優先的措置をとり，その指令に基づき同年11月1日に在日コリアンの輸送計画を日本政府に指示した。これにより日本政府は臨時列車の編成，乗船地の援護などの計画輸送をGHQの全面支援により開始した。これによって日本政府による在日コリアン帰還のための正式ルートが初めて開かれたことになる。

しかし，これは，在日コリアンに対する積極的支援ではなく，在朝日本人や在旧満州在日本人の引揚船の片航路を利用したもので，在日コリアン帰還だけのためではなかったのだ。在日コリアンの帰還状況は以下の通りである。

年．月	帰還者数（人）
1945.8から1946.3	940,438
1946.4から1946.12	82,900
1947	8,392
1948	2,822
1949	3,482
1950	2,294
合計	1,040,328

（在日韓国青年同盟中央本部（編）『在日韓国人の歴史と現実』より引用）

ここから分かるのは1946年に入ってから帰還者が激減しているということだ。このためGHQは日本政府に「帰還希望者の登録実施と日本政府の指示に従って出発しない朝鮮人は帰還の特権を喪失する」旨の指令を発した。これにより厚生省は1946年3月18日に朝鮮人の帰還登録を実施した。帰還希望登録の終了に伴い1946年4月1日から計画輸送は再開された。

帰還者が激減している理由についてだが，最初の1年で在日コリアンのほとんどが正式ルートでもしくは，自費で帰国したからだと考えるのが妥当だろうか。しかし，1944年に日本には193万6843人の在日コリアンがいたこと，そのうち推定で約52万5000人が自費帰還したということ，このことから考えても約40万人の在日コリアンが日本に残っていることになる。それほどの在日コリアンが日本にいた背景には，どのような理由があったのだろうか。

まず，朝鮮の政治的，経済的不安により帰国後の生活がはっきりしない上に，コレラ病が流行しているということ。それから，日本から持ち出すことができる持ち帰り金は1000円，荷物は250ポンドというように制限があったことなどが，先に祖国に帰った人から日本にいる在日コリアンに伝わったために，在日コリアンは祖国に帰ることを躊躇して日本に残ったのだと言われている。

他にも，既に生活基盤が日本にできてしまっていたり，子どもが朝鮮語を話したり，書いたりできなかったり，親戚も日本に来ていたり，家財道具一式を売って日本に来たため帰っても家がない，仕事がない，田畑がない，などの理由があったという。

解放直後から，続いていた在日コリアンの帰国であったが，1946年11月10日のGHQの「朝鮮人の地位及び取扱いに関する総司令部渉外局発表」により，同年12月15日帰還計画を完了することになった。その後も個人的な帰国が続いたがそれも少数で，1950年6月25日に朝鮮戦争が起こると個人的な帰国もできなくなった。この時残留した朝鮮人が現在の在日コリアンを形成しているのである。

5　考察

日本は朝鮮を植民地支配下に置き，朝鮮人労働者を連行し，しかも安価で働かせていた。そして，日本に大量の失業者が生まれると，それは朝鮮人の渡航増加が理由であるとして，今後は朝鮮人の渡航に制限を加えた。そして，日中戦争が始まると，日本国内における労働者が減ったため，再び朝鮮人を連行し働かせた。そして，日本に来た朝鮮人は朝鮮人として生きる権利を奪われた。このように見てくると，日本の行った行為は人権侵害そのものである。また，協和会会員章の携帯義務は，現在の「外国人登録証明書」の元であると言える。

外国人登録証名書とは，外国人登録をした本人に対して発給されるものであり，16歳以上はこの証明書を携帯することが義務づけられている。また，そこには20項目が登録され，記載されている。その20項目を挙げてみると，①登録番号，②登録の年月日，③氏名，④出生の年月日，⑤男女の別，⑥国籍，⑦国籍の属する国における住所または居所，⑧出生地，⑨職業，⑩上陸した出入港，⑪旅券番

号，⑫旅券発行の年月日，⑬上陸許可の年月日，⑭在留の資格，⑮在留期間，⑯居住地，⑰世帯主の氏名，⑱世帯主との続柄，⑲勤務所又は事務所の名称及び所在地，⑳市町村長の職氏名，など，プライバシーに関わる項目も挙がっている。

現在はこれに写真と署名が載るのだが，以前はそれに加えて指紋を押さなければならなかった。これを拒否したのが有名な「指紋押捺拒否運動」へと広がり，この運動の結果1999年の国会で指紋押捺の全廃が決定した。またこの時に，特別永住者に限って「外国人登録証明書」の常時携帯義務違反に対しては，罰金（刑事罰）であったのが，過料（行政罰）に軽減され，また特別永住者を含む永住者に対しては先の登録事項の⑲が削減されることになった。

しかし，永住者は7年毎に切り替えにいかなければならない義務を負っている。つまり，日本で生まれて今後日本で生活していく在日コリアンでも「外国人登録証明書」の携帯義務が課せられているのだ。これは，植民地支配が終わって半世紀以上経った現在も，在日コリアンを取締まりの対象と見ていることによるのではないかと考えられる。

また，強制的に日本に連れてきた朝鮮人を，日本政府は解放後も彼らの帰国に関して何の対処もしなかったのである。GHQの指令によりやっとその対応に乗り出したかと思えば，それは在日コリアンを積極的に帰国させる対応ではなく，在朝日本人を帰国させる片航路を利用して帰国させるという消極的な対応であった。

在日コリアンが日本にいるのは，日本が強制連行したことが大元にあって，祖国に帰りたくても働く場がなかったり，生活の場がなかったりするような状況をつくった日本に責任があることは明確である。したがって，在日コリアンに対しての保障というものは充分になされるべきである。またそれは，当時の在日コリアンだけにではなく，その後の子孫に対する保障にまで繋げていくものでなくてはならないだろう。

そこで，ここから「教育」という視点で在日コリアンを見ていくこととする。

第 2 節　民族教育の生まれた歴史的経過

はじめに

在日コリアンの民族教育は，1945年8月15日の祖国解放直後，在日コリアンが帰国を急ぐ一方，日本国内に当時230万人いたとされる在日コリアンは，帰国の準備として子どもたちに民族的な自尊心と誇りを持たせるために，朝鮮語や朝鮮の歴史などの教育を始めた。

以下，「在日韓国青年同盟中央本部（編）1970『在日韓国人の歴史と現実』洋々社」と「中山秀雄（編）1995『在日朝鮮人教育関係資料集』明石書店」，「高賛侑（コウチャニュウ）1997『国際化時代の民族教育子どもたちは虹の橋をかける』東方出版」を参考に時代を追ってみていくことにする。

ところで上記文献では，「民族教育とは，朝鮮の言葉・文化・歴史などを教育することである。」とあることから民族教育は，祖国解放後に限定されたものではないことが分かる。また，1948年8月15日に大韓民国が，1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国ができたことにより，以下では必要に応じて1948年以降は，それぞれ韓国・北朝鮮ということがある。

1　日本の植民地下における民族教育

1905年11月に第二次日韓協約を結び，日本は外交権を接収して韓国を保護国化し，漢城に統監府を設置した。そして日本は教育に関しても干渉を開始する。この時期は，韓国の独立が保持されていたため，露骨な同化教育政策はされなかった。

しかし，1908年には「市立学校令」「学会令」を制定して，民族独立のための活動および教育に抑圧を与えていたし，私立学校を「教科書ヲ見ル二時事ヲ憤激スル不穏ノ文字ヲ以テ満サレ，其ノ歌唱スル唱歌ハ学生ヲ煽動スル危険ノ調二充テリ」として弾圧していた。こうして，韓国併合を前に同化

教育の体制を整えていった。

1910年8月22日に「韓国併合に関する条約」および同29日の「韓国併合に関する宣言」により，朝鮮（当時は「大韓帝国」といった）が併合された。この時から1945年まで，朝鮮総督府による植民地支配が続くことになる。

また，朝鮮総督府の初代総督である寺内正毅は教育に関して以下のように述べている。「私立学校中，唱歌その他のものに於て独立を鼓吹し，又，帝国に反抗を奨励するが如きものを用ふるものあり。此等のものは固より之を用ふるを許さざるが故に，取締り上最も注意を要す。若し朝鮮の少年にして如此思想を養成したらむには，如何なる結果を生ずべきやは，朝鮮人自らも深く反省せざるべからず。仮令独立を叫び，其極遂に日本に反抗するに至り得ると仮定せよ。其の結果，朝鮮人果たして幸福を増加し得べき乎。日本は実力を以て之を鎮圧すべく，此の間，何等苦痛を感ずることなきも，独り朝鮮人は之が為却って不利益を蒙らむのみ。」

ここから分かるように，全ての言論・出版・結社は禁止され，特に独立運動とその思想形成の中心にあった学校に対しては徹底的な監視と干渉が行われた。そして，1911年8月には「朝鮮教育令」が出された。

これにより朝鮮人の皇国臣民化が学校教育の基本に据えられることになり，朝鮮語や歴史，地理の学習は制限・禁止され，民族文化の抹殺が図られた。寺内はその諭告の中で教育について，「『徳性』と『国語』の普及に力を入れて，『帝国臣民』の養成と，植民地収奪を担う人間を育成する」ことが目的であるとしている。

また，同年10月には，「私立学校規則」を公布して，教師や教科書を規制し，韓国併合前には1400校あった民族系私立学校は，1918年には3分の１になり，同じ年に書堂規制が定められ，制度上民族教育を行う道が閉ざされた。それと同時に，「帝国臣民化」の教育機構が作られていった。

1919年3月1日，日本の植民地支配に反対し，「独立万歳」を叫んだ朝鮮全土にわたる朝鮮民族独立運動，三・一独立運動が起きた。日本はこれを教訓に，より一層の警察の強化と，同化教育の徹底を最大の課題とした。そして，1923年に「朝鮮教育令」を改正して，本格的な同化教育を進めていくことになる。

このような方針の下で，学校の拡充に力が注がれた。しかし，土地調査事業で農地を奪われ，産米増殖政策で食べ物を奪われ，離農を余儀なくされた朝鮮人には，自分の子どもを学校へ行かせることは困難なことであった。そのような理由で，1930年代に入っても朝鮮人の児童・生徒の就学率は約20%だったのである。

1930年代に入り，日本の文部行政は「内地朝鮮人は小学校令第三二条により学齢児童を就学せしめる義務を負うものとす」と初めて在日コリアンの児童・生徒の就学について見解を示した。しかし実際の就学率は1933年において，学齢児童数約8万人のうち，39.8%の約3万2000人と半数にも満たない状況であった。

そんな中，1937年に日中戦争が始まり，朝鮮は全面的に戦時体制に編成され，朝鮮人も動員されることになる。これをきっかけに朝鮮における教育までも，「内鮮一体」をスローガンとし，日常の生活様式までが日本化され，宮城遙拝や神社参拝が強制された。このようにして日本は，皇国臣民の育成を急いだ。つまり，同化政策が以前にも増して行われたということだ。

また，同年10月には，「皇国臣民ノ誓詞」「皇国臣民体操」ができ，心身共に皇民化を図ろうとした。1938年3月には「第三次朝鮮教育令」が公布された。そして1939年には同化政策の仕上げとして，民族固有の名前を奪い，通名を押し付ける「創氏改名」を実施し，半年で全朝鮮民族の80%近くの人々を改名させた。

同年には「国民徴用令」による朝鮮人の強制連行が始まり，「中央協和会」による同化政策が展開された。中央協和会は，在日コリアンの統制機能を持っており，そこで行われた協和教育は，同化教

育をより徹底した皇民化教育で，朝鮮人としての意識を否定し，日本による侵略戦争遂行への積極的な協力・参加に導くことを目的としたものだった。

そして，1941年には「国民学校規定」が施行，改編された。その主な内容は，創氏改名の徹底と朝鮮人子弟の戦争動員に向けての青少年の育成だった。そして日本人教師の多くは，朝鮮人を“日本人と同じように”する役割を担っていた。“日本人と同じように”するとは，朝鮮人の民族性を否定し，日本人に育て上げることである。この役割を日本人教師が担っていたのである。このことが，後の朝鮮人蔑視に繋がる意識を日本人に植え付けたものと考えられる。

このように，朝鮮人の子どもたちは，自己の民族性を学校教育の場で否定され，侵略戦争に駆り出されていった。また，この時期には朝鮮人による民族抵抗も展開された。その1つとして，私塾がある。例として，大阪の民族グループによる「誠心夜学校」が挙げられる。誠心夜学校は，表向きは算数や日本語を教える塾の形態をとりながら，実際は朝鮮語や独立唱歌，朝鮮歴史などを教えていた。この時代にいくつの私塾があったかは不明であるが，全国的に私塾があったとされている。

相変わらず，教育分野における方針は，多数の者から学習の機会を奪い取る愚民化政策と，一部の者に対する同化教育であった。この愚民化・同化政策は，朝鮮だけでなく日本国内においても踏襲された。韓国併合以前に日本にいた朝鮮人は少数に過ぎなかったが，1920年代に入ってからは激増の一途をたどった。特に1939年に「国民徴用令」が制定された後は，強制連行・強制労働によって大量の朝鮮人が駆り出された。以下に在日コリアンの人口を示しておく。

強制連行・強制労働によって駆り出された在日コリアンの人口

年数	在日コリアンの人口（人）
1904	229
1915	3,989
1920	30,175
1923	80,617
1924	120,238
1930	298,091
1931	318,212
1935	625,678
1938	799,865
1939	961,591
1940	1,190,444
1941	1,469,230
1942	1,625,054
1943	1,882,456
1944	1,936,843
1945	2,365,263

（高賛侑　1996　『国際化時代の民族教育』東方出版より）

文部省普通学務局は1930年10月に「内地在住朝鮮人ハ小学校令第三二条二依リ学齢児童ヲ就学セシムル義務ヲ負フモノトス」として在日コリアンに対して義務教育を実施する見解を示したが，実質的には学校側に余裕があれば受け入れるといった建前論であった。

また，1931年の内務省警保局調べによると，日本にいた朝鮮人のうち文字を読めない者が57.5%に達していたという。当時の学齢児童数は不明であるが，大阪の就学率は20%程度であったとされている。そのため，同化教育の基礎は日本語教育とされた。そして，日本語を話せない兵士は，皇国臣民としての自覚に欠けているという理由で，徹底的な日本語の習得を強要された。

これにより，1945年の祖国解放直前には大阪での就学率が70%にまで上昇している。しかしこれは，朝鮮人の就学条件が整備され，教育を受ける機会が均等に保障されたからではなく，戦時体制下における労働力確保のためである。つまり，学校で日本語を教えて，戦闘員として在日コリアンを利用しようというものであった。

在日コリアンの就学の特徴は，夜間小学校に在籍する生徒が多いという点にある。大阪では，1941年には約8割を超える在日コリアン児童が夜間小学校に在籍していたことが分かっている。

2　解放後の在日コリアンの民族教育

1945年8月15日，朝鮮は36年間にわたる日本の植民地支配から解放された。当時日本にいた朝鮮人は，日本の人口の約1割にあたる237万人に達していた。彼らは，夢にまで見た祖国への帰国を急いだ。帰国を待つ朝鮮人にとって深刻な問題は，子どもたちの教育であった。日本の植民地支配下に置かれ，民族教育を抹殺された朝鮮人たちは，子どもたちに母国語を教えるため，日本全国各地に寺子屋式の国語（クゴ）講習所をつくった。

このような民族教育活動と帰国運動において中心的な役割を担ったのは同年10月に結成された在日朝鮮人連盟（以下「朝連」という）だった。これに対し，右派系の青年たちは同年11月に朝鮮建国促進青年同盟（以下「建青」という）を発足させ，翌1946年1月には朝連を離脱した反共産主義者などを中心に新朝鮮建設連盟（以下「建同」という）が結成された。そして同年10月に建青と建同が合併して在日本朝鮮居留民団（現在の「在日本大韓民国民団」のこと。以下「民団」という。）に改組されたが，圧倒的な組織力で朝連がこれらの運動を主導した。

1946年2月の第2回臨時全国大会を契機に各地で民族学校の建設が始まった。それまでは朝鮮に帰るまでの応急処置として国語講習所で在日コリアンの子どもたちに朝鮮語を教えていたが，様々な事情で日本に在留する見通しになった在日コリアンは，子どもの教育を保障するような学校体系の編成を急いだ。日本帝国主義の下で皇民化教育を強いられてきた在日コリアンにとって，子どもの教育に対する想いは切実なものであった。

その活動の結果，1946年10月には東京・大阪・兵庫に民族学校の中学校ができ，初等学校525校，中学校4校，青年学校12校を設置し，合計で約4万2000人の児童・生徒と約1100人の教員を擁するものとなっていた。制度面においては，1947年1月に「教育綱領」「教育の基本理念」を制定し，6月には「教育規定」を設け，学校制度を確立していった。

「教育規定」は序文と4章50条からなっており，行政的指導，学校運営，教員の資格身分，授業科目，時間数，学校行事などを一元化したものであった。「教育綱領」は次の 5 項目であった。

1）　半恒久的な教育政策をたてよう。
2）　教育施設の充実と教育内容の民主化を徹底して遂行しよう。
3）　日本の民主的な教育者と積極的に提携交流しよう。
4）　教育行政を体系的にたてよう。
5）　教育財源を確立しよう。

「教育の基本理念」は次の7項目である。さらに在日朝鮮人ひとりひとりが学校建設にか関わることを目的とした「学校管理組合」を作り，財政面を支える体制を整えた。

1）　全人民が豊かに暮らせる真正な民主主義を教えよう。
2）　科学的歴史観に立脚した愛国心を育てよう。
3）　実生活に土台を置く芸術鑑賞と創作活動に発展させよう。
4）　新しい労働観を体得させよう。
5）　科学の探求，技術の練磨に力を集中させよう。
6）　科学，労働，経済現象の社会的関連性を究明させよう。

7）　男女共学を実行させよう。

また，1947年8月には，朝鮮人教育の充実，教師の資質の向上，生活の安定，日本人教師との結びつきを目的とする「在日朝鮮人教育者同盟」が結成された。このように学校の体系化も図られるようになり，同年1947年からは6・3制を実施し，初等学校541校，中学校7校，青年学校22校，高等学校8校で民族教育を展開していった。この時，民団系の学校は，小学校52校，中学校2校，訓練所2校があった。

3　阪神教育闘争

3－1　阪神教育闘争の背景

一方，GHQは，1946年11月20日に「朝鮮人の地位及び取扱いに関する総司令部渉外局発表」を行った。これは，「『引揚を拒絶してこの国にとどまることを選んだ朝鮮人』は，日本の法律および規則に服すること」を明文化したものであった。そして同年12月15日には帰還計画を完了させ，その後は「日本人と同様に扱う」と宣言した。GHQはさらに在日コリアンを治安対象として捉え，教育制策においても放任主義から弾圧主義へと方向転換をした。

日本側の姿勢について見ると，1947年4月12日文部省学校教育局長通達で，在日コリアン児童・生徒に関する就学義務について，「現在日本に在留する朝鮮人は日本の法令に服しなければならない。したがって一応朝鮮人児童についても日本人の児童と同様，就学させる義務」があるとし，また在日コリアンの自主的民族学校を建設した時の認可について，府県が各種学校として認可することは「差し支えない。」としている。

1947年5月には「外国人登録令」が出され，在日コリアンは「日本国籍であるが，外国人とみなす」ということになった。そして，同年10月にGHQの民間情報教育局は，民族教育に関して以下のような方針を出した。「朝鮮人諸学校は，正規の教科の追加課目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外を認められるほかは，日本（文部省）のすべての指令に従わしめるよう，日本政府に指令する。」これを受けて日本政府は，1948年1月24日に文部省学校教育局長通達を出した。それは「朝鮮人設立学校の取扱いについて」で，これにより，在日コリアン児童・生徒の日本人学校への「就学義務」を規定し，自主的な民族学校については設置を認めないこととされた（章末資料１）。

これは，1947年4月の文部省学校教育局長通達と，同年10月に出された「朝鮮人学校取扱い要綱」における「朝鮮人の小・中学校・新制高校については，『各種学校』として設立を認可する」とした朝鮮人学校の設立を認めていたものを覆すものとなった。

つまり，朝鮮学校に私立学校の認可を申請させて，教育基本法に服従させた上で監視しようとしたのだ。そして私立学校の認可の条件として，「日本語のみの使用」と，「日本の教科書使用」が求められた。ここから民族学校の弾圧が始まっていくのである。

この通達を受けた各都道府県は，同年2月から3月にかけて各市町村に具体的な措置を通牒した。それは，朝鮮人の児童・生徒の公立学校への受け入れ体制を整えると共に，各朝鮮学校には私立学校認可の申請を促し，日本人学校の校舎を借りていた朝鮮学校には3月末までに明け渡せと迫るものだった。

これに対し在日コリアンは，朝鮮人の教育は朝鮮人の自主性に任せること，教育の特殊性を認めることなどの要請をした。そして，次の「四項目提案」を基に抗議運動を展開した。

1）　教育用語は朝鮮語とする。

2）　教科書は朝鮮人教材編纂委員会が作る。

3）　学校の運営管理は学校の管理組合が行う。

4）　日本語を正課とする。

しかし日本政府はGHQの指令による学校閉鎖命令を1948年3月31日に山口県，同4月8日に岡山県，

同4月10日に兵庫県，同4月12日に大阪府，同4月15日に東京都と続々と提出した。この閉鎖命令に反対する朝鮮人たちは抗議運動を各地で繰り広げた。

３－２　阪神教育闘争の経過

兵庫県神戸市では，1948年2月28日に，「日本側から借用している市内の朝鮮学校3校を3月末までに返還せよ」という命令を発しており，学校側と市の間で交渉が行われたが，市側は「これはGHQの命令だ」と態度を変えなかった。

そして同年4月23日には3校に警官隊を派遣して強制返還を試みた。しかし，2校は父母や生徒の抵抗により阻止することができたが，1校は警官らによって強制返還された。翌24日には朝鮮人と一部の日本人が県庁を訪れ，「学校閉鎖令の取り消しと検挙者の釈放」を要求した。緊迫した交渉の末，知事は「学校閉鎖令を撤回する。今後，代表を出して協議するまでは現在の学校を承認する」という内容の文書に調印した。

しかし，同日午後11時過ぎ，神戸憲兵隊司令部の名で，神戸地区一帯にGHQの非常事態宣言が出された。これにより学校閉鎖令撤回の文書は無効とされた。それと同時に全市で「朝鮮狩り」と呼ばれる一大検挙が行われ，2000人もの朝鮮人が無差別に検挙された。そして，神戸の朝鮮学校は同年4月30日に一方的に閉鎖されることになった。

大阪では1948年4月に日本人学校を借用していた朝鮮学校19校に対して閉鎖命令を出し，児童・生徒3000人を日本人学校に収容しようとした。その措置に対する抗議の意を示すために，同年4月26日，大阪府庁前の大手前公園には約3万人が集まっていた。知事室では朝鮮人代表と赤間知事との交渉が難航していた。

そこへ急に警察局長が現れ，「5分以内に集会を解散せよ」という命令を出した。代表たちは直ちに集会の解散を呼びかけたが，3万人もの集団が5分で解散できるわけもなく，突如警官隊がその3万人に一斉攻撃を加えた。前列にいた警官が銃を乱射したことにより，金太一（キムテイル）少年の命が奪われた。

大阪で死者が出たことを踏まえ，朝鮮人教育対策委員会と文部省の交渉が行われた。しかし，文部省の強硬な態度は変わらなかった。そして，ようやく1948年5月5日に覚書が調印された。その内容は次のようなものだった。

１）朝鮮人の教育に関しては教育基本法および学校教育法に従うこと，

２）朝鮮人学校問題については私立学校として自主性が認められる範囲内において，朝鮮独自の教育を行うことを前提として，私立学校として認可を申請すること，（章末資料２）

しかし，翌日文部省は都道府県知事に対し，従来の方針を繰り返す内容の通達を送った。この結果，大阪では56校あった朝鮮学校のうち，日本人学校の校舎を借りていた19校全てが閉鎖され，27校だけが1949年に私立学校として認可された。

しかし兵庫県や愛知県，広島県の一部では，県当局と朝鮮人側との間で民族教育の自主性を尊重する合意がなされ，自主学校の存続が認められた。東京都の15校は，「都立朝鮮人学校」に移管され，神奈川県，愛知県，大阪府，兵庫県などの19校は「公立分校」となった。

これは朝鮮学校の認可権が各都道府県教育委員会にあることを生かしたもので，朝鮮人の運動がもたらした成果でもあった。阪神教育闘争はこられの一連の経緯を指すもので，参加人員は約100万人，逮捕者2900人，起訴213人にのぼった。また，軍事委員会裁判を受けた者のうち，重刑および国外追放の処分を受けた者は33人だった。

３－３　阪神教育闘争その後

1949年にGHQと日本政府は「団体等規制令」を出し，朝連と民団にこれを適用して解散させたこ

とは，朝鮮人学校に対する圧力でもあった。そして同年10月12日に「朝鮮人学校の処置方針」を決定し，翌13日には文部省と法務省の連名による通達を出した。その内容は次のとおり。

１）旧朝連が設置していた学校については廃校になったものとして処置する，

２）無認可の朝鮮人学校は解散するよう勧告し，応じない学校には2週間以内に認可申請をさせ，申請しないものは閉鎖する（章末資料３）

そして，学校閉鎖は2段階で実施された。第1次閉鎖によって92校が閉鎖通告を受け，245校が学校改組の通告を受けた。さらに第2次閉鎖によって，その245校のうち学校改組に応じなかった117校が自動的に閉鎖され，私立学校認可申請の手続きをした残りの128校は，大阪白頭学院を除き全てが閉鎖されることになった（後日，京都の東中学校と愛媛県松山市松山小学校が追認されることになった)。

この後，閉鎖命令に基づく具体的な事後措置を指示した文部通達『公立学校における朝鮮語の取扱いについて』『朝鮮人私立各種学校の設置認可について』『私立学校の施行について』が出された。その内容は，朝鮮人学校が各種学校として既に認可されている場合はそれを取り消し，新たな認可申請は全て拒否せよといったものであった。

学校閉鎖の結果，在日コリアンの子どもが受ける民族教育の形態は3つに分散された。

第1は，自主学校の存続である。激しい弾圧に対し，抵抗を行ってきた地域では，無認可のままで自主学校を守り抜いた。兵庫県で40校のうち17校を守ったのを始め，愛知県10校，広島県4校，その他の地域でも1校から2校ずつ守られ，合計44校が存続した。

第2は，公立学校としての朝鮮学校の移管である。東京都（小学校13校，中学校1校，高等学校1校)，神奈川県（小学校5校)，愛知県（小学校3校)，大阪府（中学校1校)，兵庫県（小学校8校)，岡山県（小学校3校）では朝鮮人児童・生徒だけを収容する学校を公立学校として存続させるという形が取られた。

ただこれは，在日コリアンの民族教育を公的に保障しようとする積極的なものではなく，公立に移管することによって，規制を強めようとするものであった。

第3は，日本人学校内に作られた民族学級である。滋賀県，岐阜県，茨城県，埼玉県，大阪府など13府県では公立小学校の中に77の民族学級（当局は「課外授業」と言った）が設けられた。
1951年4月の文部省統計によると，日本人学校における朝鮮人児童・生徒数は小学校で7万273人，中学校1万5409人，高等学校2842人の合計8万8524人であった。上記の3つの民族教育のうち，どれか１つでも受けられた者は在日コリアン児童・生徒の約2割であったという。

4　サンフランシスコ講和条約以降の民族教育（1952年から1965年）

1951年9月，サンフランシスコ講和条約が日米安全保障条約とセットの形で調印された。そしてそれは翌1952年4月28日に発効した。

その発効に伴って，在日コリアンの法的地位は「日本国籍を持つ者」から「日本国籍を離脱する者」つまり，外国人とされた。これにより日本政府は今までのように在日コリアンを「日本国籍を持つ者」として弾圧することはできなくなった。そのため，在日コリアンが外国人扱いになったことを利用して新たな弾圧政策を取っていく。その最初が「都立朝鮮人学校の廃止」という方針であった。

1952年6月，東京都は都立朝鮮人学校を私立に移管する方針を示した。この時初めて日本人の中で朝鮮人に関する問題が取り上げられた。これに対して行われた署名運動の結果，都側は都立朝鮮人学校移管の方針を延期せざるをえなくなった。そして日本政府と東京都は方向転換をし，まず東京都が各市町村教育委員会に教育長通達を出した。その内容は次のようなものであった。

1）在日コリアンの児童・生徒は今まで日本人と同様に取り扱われてきたが，今後は，日本国籍を有しないことからも一般の外国人と同様に扱われることになる。

２）もし外国人を日本人学校に入学させても，義務教育無償の原則は適用されない。しかし，在日コ

リアンについては従来からの特別の事情もあるので，特別な措置を取る。つまり，在日コリアンの児童が日本人学校に入学したいと申し出た場合は学校の意見を聞き，許可を得た上で，誓約書を提出してやっと入学できる。

この誓約書の例を示すと，「下記の者は＊＊中学校に入学を希望しています。入学許可の上は日本国の法律を遵守することは勿論，校則を守り学校当局に迷惑をかけません。万一学校長において，他の生徒の勉学の邪魔になる行為のあったと認められる場合，退学の申付けがあれば何時でも異議なく，退学させ，いささかの意義も申し立てないことを誓います。」といったものであった。

続いて文部省は1953年2月11日に東京都と同様の主旨である「朝鮮人の義務教育学校への就学について」という通達を全国の教育委員会に出した。それを受けて1954年10月，東京都教育委員会は翌1955年3月をもって都立朝鮮人学校を廃止することを通告した。在日コリアン側は懸命の交渉を行ったが，都側は一切譲歩せず，通告通り1955年3月31日廃止となった。

また，文部省は1953年の大学局長通達で朝鮮学園には大学受験資格がないとした。そこで朝鮮学校側は，高級学校卒業生を受け入れるためにも，朝鮮人学校の教員を養成するためにも朝鮮大学校の創設は必須の課題としていた。

そのような状況の中で，1954年5月25日に，朝連の後を継ぐ形の「在日本朝鮮人総聯合会」（以下「総聯」という）が創立された。総聯ができたことをきっかけに，民族教育機関は日本の学校教育法上の各種学校の形態を取るようにし，名称も全て初級学校，中級学校，高級学校とすることとした。全国では民族学校の新・増築運動が起こり，1年の間に3校が新設され，また33校が増改築を完了または手掛け始めていた。そして朝鮮大学校も創設された。朝鮮大学校は2年制大学で発足した後，1958年に4年制となった。これにより，民族教育は初級部から大学に至る教育体系を確立した。

この急激な進展の背景には，北朝鮮からの教育援助費と奨学金があったとされている。1957年4月に約1億2000万円が送られてきたことが，その始まりである。朝鮮戦争が休戦状態に入って4年しか経っていない時期に祖国から届いた多額の援助費は在日コリアンに計り知れない感動をもたらした。その後教育援助費は毎年1回から3回ずつ送付され，1996年2月現在で133回，総額426億円に達しているという。

また，朝鮮戦争により在日コリアンの帰国の途は閉ざされていたが，1959年8月に朝鮮と日本の赤十字社間で協定が結ばれたことにより，帰国事業が再開された。以後，協定は7回更新され，1967年11月に終了するまで約8万8000人が祖国に帰ることとなった。

こうして民族教育は総聯結成後に飛躍的に発展した。自主学校は約150校にまで増加し，幼稚園から大学までの教育体系が整備された。その他，青少年を対象とした午後夜間学校や大人を対象とした成人学校も全国で多数運営され，何らかの形で民族教育に接することのできる在日コリアンの数は約4万人にも達した。

5　日韓条約以降の民族教育（1965年～現在）

1965年6月22日に「日韓基本条約および諸協定」（以下「日韓条約」という）が調印された。これにより日本政府は，韓国を朝鮮半島における唯一の合法政府とした。

この協定締結の際，「日本に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定」も日本と韓国の間で締結された。これは「日韓法的地位協定」と言われ，これにより，「韓国籍」を持つ者を「大韓民国国民」と見なし，希望者には永住権が与えられ，「朝鮮籍」を持つ者は「国籍のない朝鮮人」としてしか見なされないことになった。この時の永住権のことを特に「協定永住権」と言う。

この協定は同年12月18日に発効した後，翌1966年1月17日から永住申請が開始され，約35万人の在日コリアンが申請している。これは当時の在日コリアンの半数であった。しかし，この協定永住権を取得しても確かな永住権というのは認められなかった。

つまり，協定永住権を取得した人に適用される「出入国管理特別法」では「日本国に外交上の重大な利益が害する認定」とされた人や「無期または7年を超える懲役または禁固に処せられた者」などに対して，退去強制ができるようになっているからだ。

また日韓条約成立後，「日韓法的地位協定」に基づき，1965年12月28日に文部事務次官通達が出される。そこでは，「法的地位協定における教育関係事項の実施について」と「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」の2点に触れている。(章末資料４，５)

前者においては，永住権を持つ在日コリアンが希望すれば，日本人と同等の措置を取ることにし，後者においては，神奈川県の5校，愛知県の3校，兵庫県8校の合計16校の公立朝鮮人学校が全て自主学校に転換され，これにより公立朝鮮人学校は姿を消すことになった。また，朝鮮学校は教育法上の学校ではないことを断定し，今後も一条校としてはもちろん，各種学校としても認可してはならないとされた。

この頃の日本側の見解が同年7月の内閣調査室の『調査月報』によく表れている。「わが国に永住する異民族が，何時までも異民族としてとどまることは，一種の少数民族問題として将来困難深刻な社会問題となることは明らかである。彼我双方の将来における生活の安定と幸福のために，これらの人たちに対する同化政策が強調されるゆえんである。すなわち，大いに帰化して貰うことである。帰化人そのものは，たとえば半日本人として日韓双方の人から白い眼で見られることもあり，大いに悩むであろう。しかし，二世，三世と先にいくに従って全く問題ではなくなる」。

しかし日本政府や文部省の通達に反して，1965年の12月から1966年の4月にかけて約30校の朝鮮学校が各都道府県知事から各種学校の認可を受けた。現実問題として，教育内容の充実した学校が存在し，そこに通う児童・生徒も多くおり，日本人支持者が増加したこともあって，地方自治体としても民族学校を各種学校として認可せざるをえない状況に置かれたのだ。

1966年3月下旬には「外国人学校制度創設案」が発表され，外国人学校法案が作成された。その理由は，「各種学校の整備充実を期するために各種学校の目的，範囲を明確にすること等各種学校制度の改善を意図し，主として外国人を対象として組織的な教育をする施設の特殊性に照らし合わせて，新しく外国人学校制度を創設する等の必要がある。」ということにあった。(章末資料６)

そしてこれが自民党内で承認された後に出された要綱では，「日本国の利益と安全を害すること」以外は当該国の国語・歴史・文化などを教える「民族教育」を認定しているが，設置基準を相当厳格に規定しており，特に認可権が文部大臣（各種学校の認可は都道府県知事にある）に与えられている点が注目される。つまり，これによって日本政府は実質的に朝鮮学校に対する規制を強化しようとしたのである。結局，この要綱は日本各界の反対に遭い，国会に上程することができずに終わった。

同年にもう一度日本の文部省が同じ内容の法案を成立させようとしたが，結局この法案を原案通り上程することを避け，原案にある「第七章の三，外国人学校」を削除し，次のような修正を主な内容とする「学校教育法一部改正案」を国会に提出したが，これも廃案になった。

すなわち，「第七章の三，外国人学校」代わりに，第八章の初めに「第八十三条の十一，わが国に居住する外国人をもっぱら対象として組織的な教育を行なう施設は外国人学校とする。外国人学校については別に法律で定める」と規定して，附則において，「第二条二項旧各種学校で新法八十二条の十一条第一項の外国人学校に該当するものについては，前提の規定に関わらず，同条第二項の法律が制定施行されるまで，なお従来の例による」とした。

外国人学校法案をめぐる闘いと同じ頃に朝鮮大学校認可も問題になった。朝鮮大学校は，1958年に4年制になってから1966年に4月に東京都に各種学校の認可を申請したが，放置されたままになっていた。しかし，1967年4月に美濃部知事によって再び表に出てくる機会を得た。知事は9月に入って私学審議会に同校認可の審議を諮問した。当時の文相は認可を阻止する強い意志を公表したが，知事は1968年4月に同校を認可した。

これをきっかけに朝鮮学校に対する各種学校認可も急増した。日本政府による弾圧が最も激しかった1965年から1970年にかけてでも合計101校が各種学校として認可された。そして，1975年4月に創立された山陰朝鮮初中級学校が同年11月に認可を得たことによって，全ての朝鮮学校が認可されることになった。

1995年4月現在，日本全国に初級学校75校，中級学校52校，高級学校12校，大学校１校の合計140校あり，約2万人の児童・生徒が在籍している。

近年は日本政府が以前のような直接的な弾圧を加えることはほとんど見られないが，日本政府の同化教育政策と朝鮮学校抑圧政策の本質は変化していない。とりわけ「拉致問題」が浮上してからは，朝鮮学校に対する風当たりは厳しくなる一方である。

6　考察

朝鮮が1910年の韓国併合で日本の植民地支配下に置かれて以来，教育において自国のことばや文化・歴史などを学ぶことそのものが民族教育であろう。こう考えると，民族教育とはかなり広範囲の意味を持つ。ただ，「在日コリアンの民族教育」とする場合は，在日朝鮮人が日本で自分の子どもたちに朝鮮のことばや文化，歴史などを教えることを指すという限られた意味を持つ。

そう考えると，朝鮮人が大量に強制連行などの理由で日本に来て，異国において教育体系を確立していき，1995年4月現在，140校を超える朝鮮学校が日本に在る現実には目を見張るものがある。そこで，在日コリアンはどのように現在まで民族教育体制を確立してきたかということについて本章で見てきた。

従来は，1945年8月15日に祖国が解放されて，その後日本に残った朝鮮人が母国のことば，文化，歴史などを子どもたちに教え，民族としての自覚と誇りを養うことを目標に行ってきた教育が，在日コリアンの民族教育の原点だと考えられている。しかし，実際にはそのもっと前に民族教育の原点があることが本章の歴史から分かるはずである。

1911年に「朝鮮教育令」が出されたことにより，学校教育の基本に皇国臣民化が据えられ，これによって，朝鮮人は朝鮮においても日本においても公に朝鮮のことばや歴史を教えることができなくなった。このことについて既に上記では，「寺内正毅は『帝国臣民』の養成と，植民地収奪を担う人間の育成であると述べている。」と書いたが，皇国臣民化政策は「国語常用」と「創氏改名」を大きな柱としていたため，朝鮮のことばの使用が禁じられ，彼らは本名まで奪われた。

特に「創氏改名」（1939年11月公布，1940年2月実施）については，それまでの朝鮮では男系により「姓」の純粋性を尊重し誇りとしていたという背景があることから，永く守ってきた一族としての伝統を覆す重大な事件であった。そして，奪われた本名については，現在でも在日コリアンが堂々と本名を使って生きられないという状況があると言われている。このことについては後の章で詳しく触れることとする。

また，「国語常用」に関しては，朝鮮国内の役所の電話においても日本語の使用を義務付けられていたという話もある。1940年当時，日常会話に差し支えないほどの日本語を話せる朝鮮人は16%と言われていることから，当時の朝鮮人が自分たちのことばを奪われて，しかも強要される日本語も満足に話せないという状況は苦痛以外の何ものでもなかっただろう。

また，現在の“日本人の朝鮮人に対する差別意識”というものが学校教育において養われていったものであるということだ。その理由は，1941年の「国民学校規定」を始め，皇国臣民化政策により，日本人の教師の多くが朝鮮人を同化させ，“日本人と同じように育てていく”ことが教師の役割と考えていた。このことにより，日本人には朝鮮人蔑視の姿勢が，在日コリアンには民族的劣等感が養われていったものと推測する。

これらのことから，教育が子どもの人格もしくは，意識の形成に深く関わっていることが分かる。

特に「在日コリアンに対する差別意識」というのは，家庭における教育，地域における教育も大きく関わっているのだが，逆に学校においては正しい認識を植えつけることができるのではないだろうか。このことについては後に実態調査を通して再考したい。

また，ことばや名前が奪われた状況の中でも自分たちのことばや民族性を保っていきたいと考えた在日コリアンが「夜学校」という塾の形態を取りながら，朝鮮のことばや独立唱歌，歴史などを教えていたことを知ると，彼らの自民族に対する思いがとてつもなく強いものであったことが感じ取れる。そして在日コリアンは祖国解放後，国語講習所を自主的につくった。これは，祖国に帰るのを待つ間，祖国に帰っても子どもたちが困らないように朝鮮語や歴史などを教えるためにつくられたものであった。このとき出来た国語講習所が現在の民族学校へと繋がっていくことになる。

また，阪神教育闘争により出来た民族学級の中には，後で述べる大阪市立北鶴橋小学校のように途切れることなく続いているものもある。この頃から，在日コリアンは日本政府の対応に翻弄されていく。既にみたとおり具体的には，次のような仕打ちを受けていく。

1947年４月の時点で「在日コリアンは日本人と同様に就学の義務がある」「在日コリアンの自主的民族学校を府県が各種学校として認可することは差し支えない」とし，同年5月には「在日コリアンは日本国籍であるが，外国人と見なす」とされ，同年10月には「朝鮮語を追加課目として教えることが許可」され，1948年1月には「自主的な民族学校は認めない」とされた。

そして，1952年のサンフランシスコ講和条約において在日コリアンは「日本国籍を離脱する者」とされ，それによって都立朝鮮人学校が廃止されることになった。そして1953年に出された大学局長通達により民族学校には大学受験資格がないとされ，これが後々まで，民族学校に大学受験資格が与えられない原因となる。

しかし，それに屈しない在日コリアンは，民族学校を大学までつくり，教育体系を整えた。そして，大学（朝鮮大学校）を卒業した在日コリアンが民族学校（各種学校）の教員になれるシステムをつくったのだ。また，朝鮮戦争により一切の帰国ができなくなっていた在日コリアンには，さらに朗報が舞い込んだ。

1959年に朝鮮と日本の赤十字社の間で協定が結ばれたことにより，帰国事業が再開されたのだ。それから1967年の間に，朝鮮戦争の勃発により帰りたくても帰れなかった在日コリアンの約8万8000人が帰国したという。しかし，この頃の在日コリアンは既に日本に定住する意志を固めていた者も多くいたと推測でき，それがこの頃の自主民族学校の数，約150校に表れている。

1965年には日韓条約と日韓法的地位協定が結ばれた。そして，同年12月には文部事務次官通達が出された。この頃の日本側の姿勢は，「日本人と在日コリアンにとってより良い方法は，同化教育である。そして，帰化者を増やしていく。また，世代が進むに連れ，在日コリアンは日本人に同化していくことになるだろう。」というものである。

このように，この頃の日本政府は，在日コリアンの民族性などは無視し，植民地時代と同じ同化政策を貫こうとしたわけである。そして，在日コリアンの将来は，日本人としての生き方に同化していくだろうと楽観的である。

しかし，祖国が解放された今，在日コリアンは日本の学校において同化政策に巻き込まれつつも，朝鮮民族としての自覚と誇りを養うという教育を自主的に展開していたのは上述の通りである。それでもなお，日本政府には同化教育政策という本質が残っていると言われる。それは民族学校を一条校として，もしくはそれに準ずる待遇を認めないことなどに明らかである。

そこで，以下に民族教育がどうなっているかを，章を改めて考察することにする。

第2章　現在の民族教育

第1節　民族教育の種類（民族学校，民族学級，夜間中学校など）

はじめに

『在留外国人統計，平成14年度版』（法務省入国管理局）に，都道府県別在留資格（在留目的）別外国人登録者数（その1　韓国・朝鮮）がある。そこには，韓国・朝鮮籍の在留資格が文化活動，短期滞在，留学，就学など15項目別に分けられており，それぞれ人数が示されている。

その在留資格で最も多いのは特別永住者49万5986人（総数）で，それを都道府県別に見た場合の大阪府の13万3252人は飛び抜けて多い。参考までに挙げておくと，大阪府の人口880万5081人に対する韓国・朝鮮籍の占める割合は約1.52%である（2000年現在)。

ここで，特別永住者について簡単に説明をする。

まず，1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効によって，旧植民地出身者及びその子は一斉に「日本国籍」を喪失した。その法律は，「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」，略称「法126」とされ，旧植民地出身者を指し，その子は「法126の子」とされた。

次に，1965年，日韓の国交正常化に伴って在日韓国人について，「日韓法的地位協定」が締結され，大韓民国国民は1966年からの5年間は日本政府に申請すれば「協定永住」が許可されることになった。いわゆる「協定永住者」である。

そして，1991年5月の「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」によって「法126」「法126の子」「協定永住」など，同じ歴史的背景を持つ者を一本化して「特別永住者」と言う。

以上を背景として，民族教育は今，家庭・学校・地域・民族団体の中で行なわれるものなど，様々なものがある。そこで，インターネットを活用して民族教育がどのような形態で行なわれているかということを探してみると，以下のようなものがあることが分かった。

民族学校，民族学級，夜間中学校，自主運営の補習校，識字学級などである。これらについて，「大阪国際理解教育研究センター『Sai』」と「田中宏（編）2002『在日コリアン権利宣言』（岩波ブックレット№，566）岩波書店」を参考に見ていくことにする。

1　民族学校の歴史と概況

在日コリアンは祖国解放後，朝鮮語で教育を行い，民族の歴史や文化を学ぶ民族学校を次々と建設していった。しかし日本政府は，「在日コリアンは日本の学校で教育を受ける就学義務がある」として，1948年から1949年にかけて警察部隊を用いて数度の弾圧を行い，多くの民族学校を閉鎖させた。しかし，1950年代半ばからの在日コリアンの闘いによって民族学校は再建され，現在朝鮮学校は小学校から大学まで140校あり，韓国学校を約2万人の児童・生徒が学んでいるという。これに民団系のものを合わせると，144校あることになる。

政府は，日韓条約を批准した直後の1965年12月28日，「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は，我が国の社会にとって，各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められていないので，これを各種学校として認可すべきでない」とする文部事務次官通達を発した。しかし，今では，認可権を持つ都道府県知事が，この通達に反して朝鮮学校を各種学校として認可している。

日本の学校制度は，一条校，専修学校，各種学校の3系列に分かれる。一条校とは，学校教育法の第1条（「この法律で，学校とは，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校及び幼稚園とする。」）の認可を受けた学校で，専修学校は「我が国に居住

する外国人を専ら対象とする者を除く」(学校教育法第82条の２）と規定されている学校となる。そのため，外国人学校のほとんどは各種学校としてしか認可されていない。しかも，一般的に免税措置が受けられる「特定公益増進法人」は，一条校および専修学校を設置する学校法人に限定されており，各種学校を設置する法人はその対象とされない。

また文部省は，「外国人学校の卒業生は『高等学校卒業者と同等以上の学力があるとは認められない』から，日本の国立大学などへの受験資格は認められない」としている。このような文部省の意向に反し，国立大学95校のうち1校と，公立大学57校のうち30校，それから私立大学431校のうち220校は民族学校の卒業生の受験を認めている。(1997年9月現在。国立大学については2002年9月に京都大学がその方針を示したもので，早ければ2004年度春の入学試験から実施されるという。)

大学受験差別問題の他にも民族学校は幾つかの問題を抱えている。在日コリアン生徒の就職問題，民族学校に通う児童・生徒数の減少，各種補助金が一条校並みにもらえないことからくる学校，保護者の財政的な悩みなどである。日本政府は日本の公立学校とほぼ同様のカリキュラムを組む民族学校にこうした問題を残したまま，1998年10月，国連の規約人権委員会で，「在日コリアンの子どもたちは『外国人学校に入学するか，日本の小中学校に入学するか，選択できる』から『規約に定める差別にはあたらない』」との見解を示した。しかしこの答弁は，自由権規約第27条になぜ「マイノリティの地位と権利」が定められたのか，全く理解していないことを示すものである。

2　民族学級の歴史と概況

公立学校における民族教育は，政府のとった1948年の「朝鮮人学校閉鎖」の代替措置として始まった。この時，在日コリアン代表と日本政府との間で交わされた「覚書」(1948年5月）によって，政府は公立学校の放課後に一定の民族教育を認め，地方自治体が任用する民族講師（在日コリアン教員）が在日コリアン児童・生徒に民族の言葉や歴史を教える「民族学級」が各地にできた。

在日コリアンの多い大阪府では30数校の小・中学校に設置され，30数名の民族講師がいたが，1960年代に入る頃から民族学級は減少し始め，1970年代には，ほとんどの都市の民族学級が廃止ないしは縮小され，今では大阪府，兵庫県，京都府，愛知県，福岡県の一部に残るのみとなった。衰退の理由は，民族講師の冷遇と行政の無策，それに日本人教職員の無理解があった。

一方，1948年の覚書に基づく民族学級とは別に，1970年代以降の反差別運動の高まり，在日コリアン保護者の要求を背景に，「自主的」民族学級が大阪市内を中心につくられていった。だが，これらの民族学級はあくまでも自主活動に過ぎず，行政措置のないまま，民族講師の献身的な努力と親の思い，心ある日本人教職員の運動によってかろうじて支えられてきた。

この種の民族学級は，現在大阪府内の約170校の小・中学校に設置されているが，府全体の公立学校の約９％に過ぎない。他にも民族学級の設置を試みている都道府県はあるものの，いずれも消極的である。

政府が国連に提出した各報告書では，1991年の「日韓外相覚書」に基づいて，「政府から地方公共団体に対し，学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が，支障なく行われるよう配慮するよう指導を行っている」などとしている。しかし，政府は民族学級に一貫して消極的であり，「指導」とはいうが，その財政援助は一切行っていない。

3　夜間中学の歴史と概況

夜間中学の正式名称は「中学校夜間学級」(以下「夜間学級」という）で，学校教育施行令25条の５に基づいて設置されている。これは，戦争や貧困・病気・家庭の事情などにより，やむを得ず義務教育を修了することができなかった人たちのために設けられた公立の中学校である。年齢や国籍，学力は問わず，先の条件に合う者であれば入学できる。

2001年4月現在，全国に34校の公立中学校夜間学級（簡単に「夜間中学」という場合もある）がある。一番多いのは大阪府の10校と1分教室で，次いで東京都の8校，神奈川県の6校，兵庫県と奈良県の各3校，広島県の2校，京都府と千葉県の各1校の合計35校となっている。（資料１）

このような夜間学級の他に，ボランティアによって自主的に運営されている「自主夜間学級」がある。これは，先述の都府県に加えて北海道，栃木県，埼玉県，福岡県などにある。特に大阪府に夜間学級が多いのは，戦前から大阪には在日コリアンが多く住んでいたため，朝鮮人労働者の尋常夜学校の受け入れや朝鮮人だけを収容する夜学校が設立されていたという理由がある。

このように近畿地方の夜間学級において韓国・朝鮮籍の比率が高いのは，戦前，戦中にかけて，また戦後の混乱期に学校に行くことができなかった在日コリアン児童（現在は高齢）が多くいたということを表している。その例を挙げると，全国で最大規模と言われる大阪市立天王寺中学校夜間学級では，生徒の55.3%が50歳以上で，16.9%が70歳以上である。

夜間学級のもう1つの特徴は，生徒に女性が多いことにある。天王寺中学校夜間学級の場合でも生徒数384人中299人が女性で，77.8%を占めている（1996年5月現在)。それは，在日コリアンの特に1世は朝から夜まで働き続け，その子どもたちも大きくなると親の手伝いをしていた。女の子は子守りや掃除をするために学校に行けなかったりして，学校へ行く機会を失ったということが少なくなかったからである。

第２節　民族学校の実状と問題

はじめに

民族学校には，総聯の運営する朝鮮系のもの（「朝鮮学校」と言われるもの）と，民団の運営する韓国系のもの（「韓国学校」と言われるもの）がある。ここでは主として韓国系の民族学校に焦点を絞って見ていくことにする。ただここで付け加えておきたいのは，総聯系の学校にも韓国籍や日本籍，中国籍の児童・生徒もいるし，民団系の学校にも朝鮮籍や日本籍，中国籍の児童・生徒がいるということだ。

日本に韓国系の学校法人は東京韓国学校（小・中・高），京都韓国学校（中・高），大阪市内に白頭学院（建国幼・小・中・高）と金剛学園（幼・小・中・高）の計4校ある。このうち大阪の2校は一条校の認可を受けているのに対し，東京，京都の2校は受けておらず各種学校という認可である。したがって，「民族学校」としての位置づけでは共通しているものの，内容面では相当な違いがある。

そこで，それぞれの民族学校の特徴はどのようなものがあるかということを見ていきたい。これらは，「田中宏（編）2002『在日コリアン権利宣言』（岩波ブックレット№，566）岩波書店」と，「ほるもん文化編集委員会（編）1995『在日朝鮮人・民族教育の行方』（ほるもん文化５）新幹社」を主として参考にした。

１　民族学校の教育内容

１－１　東京韓国学校（小・中・高）

東京韓国学校は，民団中央本部が1954年4月26日に創設した。その後，1955年に初・中等部が東京の認可（各種学校）を受け，1956年に高等部を設置，1961年に新校舎を建てて，翌年，韓国政府から認可を得た後，1991年に現校舎が完成した。

同校の顕著な特徴は，現在生徒の9割近くを駐在員の子らが占めているということだ。1995年度の統計を見ると（括弧内は，在日コリアン生徒数），初等部405人（36），中等部220人（21），高等部206人（59）で計831人のうち在日コリアンは14%に過ぎない。

駐日の児童・生徒の比率は1980年代末期から急上昇したため，教育内容にも変化が現れてきた。保

護者はいずれ帰国する子らのために本国でも通じる教育を行うことを希望したためだ。

１－２　白頭学院（建国幼・小・中・高）

民族学校としては最初に一条校の認可を受けた大阪・白頭学院で38年間教育事業に携わってきた高?棋校長は「わが校の目標は，在日コリアン子弟に民族教育と共に，日本の学校と同じ内容を学ばせることによって，祖国の発展に貢献し国際社会に寄与する人材を育成することにあります」と語る。

後の初代理事長が「われわれは日帝の植民地統治下で勉強をすることもできなかったが，いまや祖国が開放されたのだから，子どもらのために民族教育の場をつくろう」と提案し，廃校になりかけていた日本の工業高校を買い取り，学校法人の名称を「白頭学院」と名づけた。

1946年3月に建国工業高校と建国高等女学校が創設され，翌1947年に建国中学校に改称し，その後，1948年に建国高校，1949年に建国小学校が設立された。そして同年5月31日に文部省から財団法人の認可を受けた。1951年3月には学校法人の認可を得て学校教育法第一条による法的資格を取得した。

同校は創立以来，中立の立場に立ち理事会には民団系，総聯系の人々が一緒に参加していたが，1976年9月，理事会は韓国学校としての教育路線を確立することを決議し，10月には白頭学院正常化推進5ヵ年計画に基づいて韓国政府から第一次年度の資金が送られてきた。

翌1977年8月には韓国の国旗である太極旗が掲揚され，1978年からは韓国政府から教師も派遣されるようになる。こうして韓国色を鮮明にしていくに連れ，学生や教師の構成にも変化が現れた。総聯系をはじめ，在日コリアンの生徒が減少する反面，韓国から来ている外交官や商社員など派遣・駐在員の子の比率が年々高まっていったのだ。

1994年度の学生数を見ると（括弧内は派遣・駐在員子弟），幼稚園50人（30人。60％），小学校213人（93人。44％），中学校178人（35人。20％），高等学校206人（36人。17％），計647人であり，全体としては駐日の子どもが30％を占めている。教師は49人のうち，本国からの派遣教師が5人いるほか，日本人教師も11人が勤務している。

白頭学院は一条校であるので，あらゆる面で日本の私立学校と同等の資格を持ち，処遇を受けることができる。しかし，逆から見ると，一条校というのは文部省の管理下に置かれることを意味する。まず，民族科目の授業に様々な制限が加えられる。一条校は文部省の検定済みの教科書を使用し，文部省が定めた標準単位に基づいてカリキュラムを組まなければならない。そのため授業は全て日本語で行われるだけでなく，民族科目の授業時間を多く設定することができない。

例えば中学1年生で国語（韓国語）の授業は週3時間で，年間105時間だが，これは日語（日本語）の210時間，英語の175時間と比べてはるかに少ない。そのため生徒らが朝鮮語を自由に読み，書き，話すことができないというのが同校の最大の悩みとなっている。

また「韓国語」や「地歴」の教科書は韓国政府の教育部に所属する国際教育振興院から発行されているものを使用しているが，「社会」は日本のものであるため，在日コリアンの歴史などについては独自にプリントを配布して補充的な授業を行うしかない。

もう１つの問題は，教師には必ず教員免状が必要なことだ。これは日本の学校では何ら支障はないが，民族学校においては相当なネックになる。なぜなら日本の大学に通って教員免状を取得し，なおかつ民族的素養が高く，民族教育に情熱を燃やす人材を探し出さなければならないからだ。民族的素養が高いとされている民族学校の生徒でも，最終的には日本の大学に行って教員免許を取得しなければ，白頭学院のような一条校学校の教壇には立てないのだ。

これらの他にも，白頭学院は各種学校の民族学校と共通した悩みも抱えている。

１つは，恒常的な財政難である。私立学校としての教育助成金を受けているとはいえ，膨大な教育事業に必要な額を満たすものではない。従って保護者からの授業料や理事の負担のほか，韓国政府や民団からの補助金も得ているものの，経費の悩みは尽きないという。

2つ目は進路の問題である。高校生の6割が日本の国公私立大学や韓国の大学に進学し，4割が就職を希望している。だが民団系の各機関に入る者はいいとして，毎年職業安定所から送られてくる求人票は大半が中小企業からのものであり，大企業からのものはほとんどないという。就職問題では，民団系，総聯系に関わらず民族差別が存在するのが現実と言える。

3つ目は，入学希望者が減少傾向にあることだ。外国人に不寛容な日本社会の風潮のもとで，在日コリアン2世・3世の親の世代の民族意識そのものが薄れてきているのではないだろうか。

高校長は最後に，「在日コリアン社会の世代交替が進むに連れて民族意識が希薄になってきています。しかし国際化時代が進めば進むほど，しっかりとした民族的アイデンティティを備えて日本人と共生していくことが大切です。私たちは一日も早く祖国統一し，民団や総聯といった反目のない朝鮮人社会を子どもたちに伝えていかなければなりません」と語った。

１－３　金剛学園（幼・小・中・高）

大阪にあるもう1つの韓国系学校，金剛学園（幼・小・中・高）は，小・中・高が一条校の認可を得ている。

金剛学園の崔相洛校長が「わが校のモットーは，子どもたちに韓国人としての誇りを植え付け，在日コリアン社会の指導者を育成することにあります。生徒のうち3割近くが本国から来た子ですが，在日の子らと仲良く勉強していますよ」と話す。

児童・生徒総数233人のうち，駐日の子が66人で約28%。教職員は45人のうち韓国からの派遣教師が校長を含めて5人，現地教師が23人，日本人講師が5人で，一般職には韓・日の12人となっている。ただし，理事会は29人全員が在日韓国人である。

同学園も一条校であるため，原則的には文部省検定の教科書を使用し，日本語で授業が行われる。国語（韓国語）の時間は小学校１，2年生が週に6時間，それ3，4，5，6年生は週に3，4時間で，この授業だけは在日コリアンと駐在の子らは別々に勉強し，他に週1時間の社会の授業などで祖国の歴史や地理を学ぶ。やはり，韓国語を母語とする駐日の児童と，日本語が母語となっている在日コリアン児童とでは習熟度も異なるのであろう。

学園運営において1995年度の予算を見ると，約2億円の歳入部のうち，大阪府助成金が8000万円（38.7%）で，韓国政府からは派遣教師の人件費のほか，国庫助成金2866万円（13.9%）が送られている。その他の収入は学生納付金2489万円（12.0%），民団及び各機関からの支援金1930万円(9.3%)，理事及び一般寄付金2450万円（11.8%）など。

生徒の毎月の納付金は中学校で授業料4000円と自治会費，PTA会費を含めて7200円，高校で授業料6万3000円など7万2000円となっている。

1981年に朴勝完氏が第4代理事長に就任した。彼は学園の発展と運営を阻害している最大の要因は，一条校認可をしていないことだと結論を下し，先頭に立って行動を起こした。そして1985年11月19日に学園の中・高校に一条校の認可が下り，校名も現在の名称に変更されたのである。

崔校長は，一条校の認可を得た利点として，財政難の解決と，大学受験差別からの解放の2点を挙げ，「問題点としては，日本の教育課程に従って授業を行うため，民族科目は許容された範囲内でしかできないこと，公的には日本語を『国語』と呼ぶよう求められることなどがあります。日本が本当に国際化を志向するなら，学校に対してもっと自立権を与えられるべきです。それでこそ学校の特色を生かしていくことができるんですよ。

大学受験について言えば，日本の高校を出なければ国立大などの受験資格を与えないというのはどう考えてもおかしいですよ。そのために京都韓国学校や朝鮮学校の卒業生は未だに犠牲を強いられています。韓国では在日コリアンであれ外国人であれ，海外の学校で12年間教育を受けたものには皆，大学受験を認めていますよ。」と述べている。

学校運営面においては，いくら教育助成金を受けているとはいえ，財政難が全て解消される訳ではない。これには生徒数の減少も関係している。生徒数は1970年代には500数十人台を維持していたが，1978年に白頭学院が中立系から韓国系に転向すると，数10人が白頭学院に移っていった。その後も年々減少が続き，今はピーク時の約40%に止まっている。

「私が日本に来た頃と比べても，民族教育に対する在日コリアンの熱意が相当薄れてきたと思います。ただ，在日コリアンの中には，民族教育を受けてもメリットがないと思う人が多いのも確かですが，日本という社会が，違う者を認めず，いじめの対象にしがちだという特別な事情とも関係していると思います。在日コリアンには難しい環境を乗り越え，自分のアイデンティティを誇りとして生きていって欲しい。各民族が自己の特徴と文化を保ちながら共生する社会ができればどんなに素晴らしいことですか。それは自分を生かすためにも，世界の平和的発展のためにも必要なことだと思いますよ。」

１－４　京都韓国学校（中・高）

同校で40年間教育事業に専念してきた姜永祐校長（1995年に定年退職）は「本校は在日韓国人の子弟だけが通う唯一の韓国学校と言えるでしょう。本校の建学精神は『胸には祖国を，目は世界へ』であり，自分のルーツを知り，民族の文化や価値を理解し尊重して共に生きる『良き国際市民』の育成を目指しています」と語る。

同校では小学校は設けておらず，中学校に70人，高校に50人，計120人の生徒が在籍，ほとんどが在日コリアンの生徒である。職員数は27人で，そのうち韓国からの派遣教師が3人，日本人が10人（教員・講師・事務職員を含む）いる。

同校は一条校ではないため，独自のカリキュラムを組んでいる。しかし大半の科目は文部省検定教科書を使用し，日本語で授業を行っているのだが，「民族教科」と呼ばれる国語（韓国語），韓国史，韓国地理は韓国政府が発行する教科書を使い，授業時間も比較的多く割り当てられている。

国語は中学1年が週に4時間，中学2年から高校3年は3時間で，高校では別に韓国語会話を１，2時間設けている。姜校長によれば，「生徒たちの国語能力は，読み書きはできるし発音も良いのだが，会話が難しい」のだという。

卒業後の進路を見ると，中学の場合は有名私学を始め，公立学校の2類（大学進学特進班）にも多数進学している。高校の場合は過去5年間に，推薦指定校となっている京都精華大や大阪芸術大，大阪経済法科大などに進学しているほか，韓国のソウル大，延世大，高麗大やソウル大学在外国民教育院（母国語の習得を中心とする大学予備課程）に進んだ者もいる。

同校は韓国政府の文教部（当時）から模範学校建設第1号に指定された正式認可校なので，母国語能力が優秀な者が韓国の大学に進む場合は，予備課程（1年間）の免除，国費による留学などの特典を受けることができる。

就職の面では，民団系団体や在日コリアン企業の他，日本企業に入る者もいるが，やはり大手企業からの求人は望めないというのが実状だ。

創立は，1946年9月20日に有志によって京都朝鮮人教育会が建設された日を起源とする。また，1948年にGHQと日本政府が朝鮮学校閉鎖令を出した時期には，京大・立命館大・同志社大の学長や宗教人，文化人らが結集して学校を守る闘いを繰り広げたため閉鎖を免れた。

同校は創立当時から民団系の学校として始まった。朝鮮戦争が勃発した翌年の1951年12月に社団法人「東邦学院」が設立されたのに伴って「東邦学院中学校」に改称。さらに1958年4月に学校法人「京都韓国学園」が設立された時「京都韓国中学校」と改められた。

1960年代に入り，韓国で4・19学生革命が起こった頃から，本国との関係が深まっていく。同年8月，韓国文教部は同校に対する模範学校建設計画を承認し，翌1961年に正式に学校として認可した。1963

年4月には同じ敷地内に京都韓国高等学校が2学級73人で併設開校され，文教部長官が認可を与えた。

この頃，学校理事会は校舎が手狭になったので移転する方針を決め，同じ北白川で3000坪の土地を入手した。ところが，地域の住民が建設反対運動を起こし，9割がた工事が進んだ段階になって，住民側の反対運動に押された京都市は突然工事の中止命令を出した。2，3年続いた膠着状態の末，学校側は移転を考え，市も代替用の土地を提供するために努力した。

やむなく3度方針を変更し，現在の東山区今熊野多山町に設立しようとしたが，ここでも環境問題などが出てきて裁判闘争になってしまった。問題があまりにも長期化したため，学校側では1979年に老朽化した元の校舎を3階建てに改築して使用せざるをえなかった。

しかし日本人の中で学校の窮状を見かねた学者，宗教人，学生などが「京都外国人教育を守る会」を結成して支援運動を進めてくれ，裁判もようやく勝利を得ることができた。こうして移転計画が出てから20余年も経過した1984年8月になって新校舎の竣工式を迎えることができたのだった。

こうした地道な努力の積み重ねによって，住民からも「韓国学校の子どもたちはみな礼儀が良いし，好感が持てる」という評価を受けるほどの位置を確立している。

京都韓国学校は辛苦を乗り越えて民族教育を実施してきたが，今なお厳しい状況が改善された訳ではない。最も深刻な問題は，一条校でないため，制度的な差別を強いられていることだ。

まず財政面をみれば，運営費の大半は保護者や理事の負担，韓国政府からの援助金，民団からの支援金によって賄われており，行政側からの年間助成金は府から430万円，市から140万円の計570万円（1人当たり4.8万円）に過ぎない。また高体連加盟や大学受験差別などの問題も朝鮮学校と同様の処遇しかうけられないのは言うまでもない。

そのため一時期，一条校として認可を受けようという声が上がったこともあるが，一条校の認可と引き換えに，民族科目の授業や教師の資格面などで大幅な制約を受けることに対して反対する声が多く上がったため，断念した。

もう1つの悩みは，在日コリアンが子どもを民族学校に入れようとしないことだ。「在日コリアンの中には，民族学校に対して誤った先入観を持ったり，今は国際化時代だから民族教育は必要ないという人がいます。しかし本当の国際化というのは，それぞれの民族が特有の文化や考え方を身に付けた上で，互いに違いを認め合って共生していくことです。だから国際化時代が進めば進むほど，民族教育はもっと重要になるんです。特に子どもたちが本名を隠して日本の学校に通うのは，人格破壊の最もたるものです。自分で自分を肯定できずに，どうして健全な精神を養うことができますか」と姜校長は言う。

この点について朴炳閏氏は，「1965年に韓日条約が調印された時，協定永住者（韓国籍のみ対象）に与えられる権利といえば，生活保護，国民健康保険と教育について『妥当な考慮をする』とし，教育面では在日韓国人が日本の学校に就学できるように約束しただけでした。日韓会談の経過を見ても，民族教育の中身について韓国政府が日本政府に特段の要求をしたこともなく，日本政府もこれについて言及していません。結局，日本政府は12月の文部事務次官通達によって，在日コリアンの日本人学校就学を制度化する一方，朝鮮学校不許可の方針を打ち出しました。このような経緯と反省から，民団は，民族教育の必要性をしっかり認識し，もっと真剣に取り組むべきです。例えば，財政基盤，生徒募集，授業の充実，日本の学校に在籍する在日コリアン子弟に対する民族教育の法的保障，統一祖国・一つの在日コリアン社会を展望した民族教育の在り方などを深く検討する。そのためにはまず民団幹部が，自分の子どもを民族学校に入れ，子どもと学校と在日コリアン社会をセットにした将来展望を示さなければなりません」と述べた。

一条校問題では，1994年に同校と朝鮮学校の双方が京都府・市に対して一条校に準ずる学校としての処遇を求める運動を起こした。その結果，市議会が10月に「外国人学校に対する処遇の根本的な是正と拡充を求める意見書」を採択した。

1－5　学校法人大阪朝鮮学園

この学校は，いわゆる「朝鮮学校」と言われているものである。学校数では日本で最も多い。

ここでは，在日朝鮮人にとっての民族教育を「単なる教育ではなく，過去に奪われた言葉や名前，まさに民族を取り戻す作業」であると位置づけ，教育の目的を「子どもたちに母国を習得させ，民族の歴史と地理・文化を教え育ませることによって，子どもたちを民族的アイデンティティ・民族性が保持・確立された朝鮮人として育てると同時に，日本社会での生活に必要な知識・技能を習得させ，国際人としての立場・感覚を養えるように教えること」としている。

教育内容については，以下に大阪朝鮮第四初級学校と東大阪朝鮮中級学校のカリキュラム表（ともに2002年度）を示す。

大阪朝鮮第四初等学校

	社会	国語	歴史	地理	算数	理科	日語	体育	音楽	図工	計
1年		10			4		4	2	2	2	24
2年		9			5		5	2	2	2	25
3年	1	8			5	3	5	2	2	2	28
4年	2	8			6	3	5	2	2	2	30
5年	2	7		2	5	3	5	2	2	2	30
6年	2	7	2		5	3	5	2	2	2	30

表中の「日語」は日本語の授業である。「日語」以外の授業はすべて朝鮮語で行われる。

初級学校（小学校）の場合は，母国語を始め朝鮮の歴史と地理，民族の文化と伝統に関する教育に力を入れている。その一方で，日本と世界の歴史や地理，社会についての教育や，算数，理科などの自然科学教育にも力を入れており，日本語にも多くの授業時間をさいている。

東大阪朝鮮中級学校

	国語	作文	社会	現代歴史	朝鮮歴史	朝鮮地理	数学	理科	日本語	英語	保健体育	音楽	美術	家庭	情報基礎	計
1年	5	1	2			2	4	4	5	4	2	1	1	1		32
2年	5	1	2		2		4	4	4	5	2	1	1		1	32
3年	5	1	2	2			5	4	4	5	2	1	1			32

中級学校（中学校）では，１年生の社会で世界地理を，２年生で世界歴史を教えている。教育内容に関する私の考えを以下に述べる。

まず初等学校についてだが，１年生から日本語の授業を取り入れていることに正直驚いた。これは教育の目的にあるように，子どもたちに「日本社会での生活に必要な知識・技能」を習得させることに対する熱意の表れであろう。

現在の民族学校が「朝鮮人」のための学校ではなく「在日」のための学校として位置付けられていることを再認識した。私はこのカリキュラム表を見て，小さい頃から母国語による勉強と並行して日

本語も学んでいくことで，子どもたちは自然と自らの立場を知り，自分の存在や民族について考える力を養っていくのではないかと感じた。

中等学校では，日本の中学校と同様に英語の授業も行われている。民族学校に通う子どもたちは，学校教育の中で朝鮮語，日本語，英語に触れる。在日朝鮮人はこの３つの言語を習得することで国際人としての感覚を養い，今後の日本と朝鮮，日本と世界，朝鮮と世界といったあらゆる国を結ぶ貴重な人材になり得るのではないかと感じた。

２　民族学校の抱える問題

２－１　民族学校（各種学校）と私立学校（一条校）の違い

まず以下に民族学校（各種学校）と私立学校（一条校）の待遇においてどのような差があるかを表で示す。ここから，民族学校の財政と進路に大きな問題を抱えていることがわかる。この2点について詳しく見ていきたい。

	民族学校（各種学校）	私立学校（一条校）
学校法人の認可者	都道府県知事	都道府県知事 大学は文部科学省大臣
国庫金による教育助成	無	有
自治体による教育費助成	有(自治体により差異がある)	有
大学受験資格	公・私立大学のほぼ半数が認定	有
大学入学資格検定（大検）受験資格	有	有
寄付金控除	無	有
就学援助費	有（自治体により差異がある）	有
カリキュラム	独自に編成（内容的には日本の学校とほぼ同様）	文部省学習指導要領による

２－２　民族学校の財政問題

民族学校，その中でも各種学校として認可されている学校は特に財政難であると言われている。その理由にはまず国庫金による助成がないことが挙げられる。しかし，自治体による助成は行われている。その助成金を具体的に見てみると，そこにも私立学校（一条校）と，民族学校（各種学校）の間に差があることが分かる。

全国平均では，児童1人あたりの助成額は，私立学校の5分の1程度であると言われている。そのため高い授業料（初級学校では月額1万2500円，中級学校では1万8000円，高級学校では2万8000円）と，在日コリアンの寄付により予算の大部分が賄われているのである。しかし，在日コリアンなどからの寄付は民族学校が各種学校であるため，一条校では認められる「寄付金控除」が認められていない。ここまでの助成金について具体的にどのような地域でどのような助成をしているのかということについて見てみることにする。

現在大阪市内には一条校とほぼ同様の教育を行いながら，各種学校として認可されている外国人学校は，朝鮮学園8校と大阪中華学校1校の合計9校ある。現在，市内の私立学校は府から児童・生徒1人あたり年額24万円の補助を受けているのに対し，朝鮮学園の児童・生徒は1人あたり年額6万円であり，市から受けている1人あたり1万3000円の助成金を足しても7万3000円である。しかも，大阪中華学校に対する補助はないのだという。

また大阪市は，小・中学校のうち，要保護，準要保護家庭の児童・生徒約2万6000人に対して年額1万4000円から13万円の「就学援助」金を支給しているが，先の9校には，約200人の対象者がいるにも

関わらず除外されているという。

一方で，大阪府内の豊中市，箕面市，吹田市，摂津市，高槻市，茨城市，池田市などでは，民族学校児童・生徒に対しても就学援助を支給しているという。

それから，大阪市にある私立幼稚園の児童は全員が親の所得に応じて年額4万2500円から11万7000円の「就園奨励補助」を受けているにも関わらず，先に述べた大阪市内の9校の児童は対象外とされている。

このように，助成金に関しては地方によって様々であることが分かるが，全般的に朝鮮学園に対する補助が少ないため，朝鮮学園に子どもを通わせている保護者は経済的負担を強いられている。そのような状況を知った東京都の23区全てと，川崎市，横浜市，広島市などでは「保護者負担軽減補助」を民族学校に通う児童・生徒の保護者に対して行っているという。

1970年に東京都が初めて民族学校に助成金を出して以来，助成金を出す地方公共団体は増えてきており，助成額も私立学校に比べ低いものの，増加傾向にある。他にも民族学校の財政難を改善するような助成を考えているものがあるようだ。

東京では，都議会が1995年3月の定例会において都内の外国人学校23校に対する教育運営費補助に関する案件を全会一致で可決した。この案件は1995年度予算から「外国人学校教育運営費補助」の項目を新たに設け，生徒1人あたり1万5000円の補助を行うとした。この理由として①定住外国人は基本的には日本人と同等の権利，資格が与えられており，活動の制限はない，②定住外国人は都民として納税の義務を負っており，教育費の一定割合を補助することが適当であると考えられる，などを挙げている。

また，大阪府は1995年10月に，大阪朝鮮学園に対する平成7年度の教育助成金を大幅に増加することを決定した。具体的には，振興補助金を1人あたり3万5000円から5万円とし，全体としては4480万円を増額した。この他にも，大阪府が助成金の名目を「教育研究費」から，一部人件費も含めた形での「経常的経費に対する補助」に切り替えたということが注目される。

一般に教育助成金の形態は，学校法人に対する補助と，保護者に対する補助の2種類に大別され，前者には①学校設備に対する補助，②人件費に対する補助，③様々な消耗品に対する教育研究費補助，④借入金の利息に対する補助の４つがあり，今まではこの③が「振興補助金」として支給されていたのだが，これは人件費を除いた全ての経費の2分の1以下と定められていたため，低額であった。それが，今回の府の措置によって，①から④全てを含めて「経常費補助金」として支給されることになったのだ。このことにより，今後補助金がかなり大幅に増額される可能性があるという。

２－３　民族学校の進路問題

民族学校と言われる学校の中には先にも述べたように，学校教育法の第一条の認可を受けた「一条校」と，同第八三条の認可を受けた「各種学校」がある。一条校とは，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校，幼稚園とされ，各種学校とは，服装学院や看護学院，予備校，民族学校，インターナショナルスクールなどのことである。

服装学院のように明らかに普通教育とは異なる目的の下に独自の技能教育を行う学校と民族学校やインターナショナルスクールのように普通教育を行う学校が同じように各種学校として位置づけられていることに問題の根源があるのだが，それの引き起こしている進路の問題に的を絞って考えていくことにする。

1948年に起こった阪神教育闘争の前，日本政府は在日コリアン児童・生徒は日本の学校で学ぶ義務があるという方針を出し，民族学校を抑圧した。その背景には，在日コリアンが日本国籍を保持しているからという理由があった。そして日本政府はそこを強調して就学義務を押し付け，その翌年には民族学校閉鎖命令が出された。

1952年にサンフランシスコ講和条約が発効すると，在日コリアンは一方的に日本国籍を喪失したとされた。在日コリアンは，日本政府のこのように一方的なやり方に翻弄されていった。

1953年に文部省の大学局長回答が出された。ここでは「学校教育法上，各種学校の卒業生には入学資格はない。朝鮮学校，韓国学園等は各種学校であるから，高級学校の卒業生であっても大学の入学資格はない」とされた。

つまり，サンフランシスコ講和条約の発効前後に行なわれた在日コリアンの教育に関する政策の変化，それが大学にも波及して民族学校の卒業生には受験資格を認めないという方針が打ち出された。これは最近まで引き継がれていた方針だった。

また，1965年に日韓条約が締結され，その後文部事務次官通達が出され，「朝鮮人の学校についでは一条校として認めるべきではないし，さらに各種学校としても認めるべきではない」としている。しかし，各種学校の認可権を持つ都道府県が朝鮮人学校を各種学校として認可していった。

ところが各種学校の認可を得たのは良いものの，一条校や専修学校の生徒は大学を受験できるのに対し，各種学校である民族学校の生徒は“半数の”大学を受験できないという問題が出てくる。それは，文部科学省が民族学校を学校として認めていないことが背景にある。“半数の”と述べたのには理由があって，公立大学57校のうち30校，それから私立大学431校のうち220校は民族学校の卒業生の受験を認めているからである。(1997年現在)

民族学校は小・中・高・大学と6・3・3・4制を取っているし，カリキュラムも以前とは異なって，在日コリアンの定住化という状況から日本を意識した国語の教材を扱ったりしており，民族学校を高等学校まで出た生徒は日本の高等学校を卒業した日本人生徒と学力的には差がないと言われている。しかし，今でこそ日本にある大学のほぼ半数が民族学校の卒業生に門戸を開いたわけだが，そうなる前は，民族学校で学びながら通信制の日本の高等学校に籍を置き，高等学校卒業の資格を取って大学を受験した生徒が多くいたようであるし，現在でも国立大学を目指す生徒で，かつ民族学校で学びたい生徒はそうせざるを得ないのである。

先に述べた民族学校卒業生を受け入れている大学に私立学校が多い理由は，私立大学は文部科学省からの圧力が比較的弱いため，様々な形で入試改革を行うことができるからである。また，京都大学が民族学校卒業生の大学受験問題に関して前向きな姿勢を見せたというので，このことについて少し触れておきたい。

まず2002年7月9日の中日新聞に「文部科学省は，日本のインターナショナルスクールや民族学校卒業生らを対象に『大学入学資格検定（以下「大検」という)』を免除し，各大学が個別に入学審査できるよう入試制度を変更する方針を固めた。」との記事が掲載された。

このことによって，高等学校中退者や外国人学校の卒業者が，大検を受けなくても大学を受験できるようになった。これまでは，小・中・高等学校の民族学校を出た生徒は，小学校も中学校も高等学校も卒業資格がなく，そのため，大検の“受験資格”がなかった。

大検は元々，中学卒業者や高校中退者のための救済制度であったため，大検を受けるために日本の中学校の卒業資格が必要であったからだ。よって，そのような生徒が大学入学試験を受けるためには大検の合格が必要であった。その大検の“受験資格”がないために，民族学校に通いながら，通信制や定時制の日本の高等学校に籍を置かなければならなかった。

そのような在日コリアンの大学入学に対する負担が今回の文部科学省の方針見直しによって軽減されたのだ。また，文部科学省の方針見直しの影響を受けて，京都大学が2002年9月13日までに，民族学校の卒業生に受験資格を認める方針を固めた。その時期について京都大学の長尾学長は，検討に相当の日数が必要として「少なくとも来春（2003年度）の入試からの導入は困難」との考えを示した。このため，早ければ2004年度春の入学試験に民族学校卒業者にも受験資格が認められることになる。

3　考察

3－1　教育内容について

民族学校へは実地調査に行くことができなかったため，実際の活動内容や様子などは具体的に分からない。そこで，文献から民族学校について主として韓国系の民族学校について見てきた。

まず，一条校である白頭学院と金剛学園では共通して，一条校であるが故に制限を受けている「韓国語や歴史，文化など」の問題を挙げている。まず，韓国語に充分な授業時間数を費やせないことによる，韓国語能力不足があるという。また，歴史や文化などに関しては，日本の社会科の教科書では不十分なため，独自にプリントを作るなどして対応しているという。

それから進路や就職，財政的な問題も各種学校の民族学校と同じように抱えていることが明らかとなっている。特に白頭学院は一条校でありながらも財政的な問題を抱えており，このことから「一条校になったからといって，財政的な問題が解決するわけではない」ということが分かる。

また，各種学校の東京韓国学園については，全校生徒の9割近くを駐日の韓国人が占めている。元々民族学校は在日コリアンのためにつくられた学校であるのに，現在は駐日韓国人のためにつくられた学校となっている。それに伴い教育内容も駐日の児童・生徒を意識したものに変わってきているという。そうなると余計に在日コリアンはその学校に通いにくくなるのではないだろうか。

東京韓国学園のように，駐日の児童・生徒を対象にした民族教育では，進学問題や就職問題などは考慮に入れられなくなってしまい，そこに通う在日児童・生徒はそれらの問題に直面することになる。しかし，駐日の児童・生徒のための学校と言うのもあって良いものと思うので，今後東京韓国学園がどのような方向に向かっていくべきであるかは明言できない。

次に各種学校の京都韓国学園であるが，やはり各種学校であるので，民族科目には比較的多くの時間を充てることができているようである。このような学校でさえも生徒たちの特に会話能力が育たないのだという。また，京都韓国学園でも一条校の認可を受けようかどうかという話が出るようで，その度に「民族科目の充実度を優先させるべきだ」とか，「きそうなると教師全員に教職員免許が必要になってくるからやめるべきだ」という声が上がり，断念しているという。

3－2　財政・進路問題について

民族学校の抱える問題について，まず財政問題について触れた。これを解決するためには一条校の認可を得ればいいと考えがちだが，そうすると今度は民族教育を受けることが制限されてしまい，韓国学校，朝鮮学校である意味が薄れてしまう。このため，民族教育の充実度を減らして，財政問題の解決を図るか，財政問題を抱えてでも民族教育の充実度を保つかという選択肢になってしまう。

このような状況を変えようと，在日コリアン側は「一条校に準ずる待遇」というのを求めている。これは，民族教育も保障した上での一条校並みの待遇を要求するものであり，これが実現すれば，助成金や大学受験資格を認めるなどといった，現在民族学校が抱えている問題を一挙に解決するものとなるだろう。民族学校で民族教育を保障していく必要があるという考えに立つ時，このような措置も必要になってくるのではないのだろうか。

また，進路の問題についてであるが，この問題については，民族学校が各種学校としてしか認可されていないことによるものであると考えられる。

1965年に日韓条約締結の後に出された文部事務次官通達によって，「朝鮮人の学校については一条校として認めるべきではないし，さらに各種学校としても認めるべきではない」とされた。

これが未だに文部科学省の考えの根本にあるようである。しかし，各種学校の認可権は都道府県にあるため，都道府県はこの通達に反して民族学校を各種学校として認可している。

民族学校の児童・生徒の学力は日本の学校の児童・生徒の学力と比べても差がないということや，双方のカリキュラムはほとんど変わらないということが明らかになっているが，それでも民族学校の

卒業生には大学受験を認めないという姿勢が日本にはあった。

ところが，2002年7月に，文部科学省が，「民族学校卒業生などを対象に，大検を免除する」旨の方針を出した。それを受けて同年9月に京都大学も「朝鮮学校などの外国人学校卒業生に入試の受験資格を大検なしで認める」旨の方針を出した。

このことにより，民族学校生徒の負担が減ることは明らかで，「大学の受験資格がないから。」と民族学校を避けて日本の学校に子どもを入学させていた親や子どもの意識も変わり，民族学校に通う児童・生徒が増えるのではないかと推測する。

今後，京都大学だけに留まらず，他の国立大学，それからまだ民族学校の卒業生の受験資格を認めていない公・私立大学が民族学校の卒業生を始めとする外国人学校の卒業生に受験資格を認める方向に向かうことを望みたい。

第３節 民族学級の実状と問題

はじめに

第１節で在日韓国・朝鮮人を在留資格別に見たが，全体としてみた場合でも，大阪府の在日韓国・朝鮮籍の数は飛び抜けて多く，その中でも大阪市の9万5385人が他の市を圧倒している。この数は，大阪市の外国人登録者の79.6%を占める（2002年現在)。また，学校に在籍する在日韓国・朝鮮人の生徒（幼稚園を除く）は，小・中・高等学校・養護教育諸学校合わせて約7000人であるという。

大阪府・市を“学校における民族教育”という視点で見ると，民族学校と民族学級と民族クラブの３つが存在することが分かる。そこで，民族学級が在日コリアンに対して制度的にどのように保障されているのか，以下で主として大阪の例を取り上げてみたい。また，ここまででは数字に表れてこなかった，“朝鮮にルーツを持つ日本籍の児童・生徒”がいることも考慮に入れて見ていくこととする。

１　民族学級をめぐる背景

１－１　大阪の民族学級・民族クラブの概況

大阪市を“学校における民族教育”という視点で見ると，民族学校と民族学級と民族クラブの３つが存在することが分かる。そのうち，民族学校については大阪府の担当であるということで，大阪市教育委員会指導部では詳しい話を聞くことができなかった。そこで以下では，民族学級と民族クラブについて述べる。

民族学級は，1948年の大阪府知事の覚書に基づいて設置され，府費による常勤・非常勤講師が配属されている。在日コリアン児童が，朝鮮語，地理，歴史，文化などを学習する場として現在，大阪市内の７つの小学校に設置されており，小学校4年生から6年生を対象として1週間に1回から4回，放課後に1時間程度行われる。

一方，民族クラブ（大阪市立学校民族学級クラブ技術指導者招聘事業）は，大阪市が独自に行っているもので，1992年度から，大阪市立の小・中学校に在籍する在日コリアン児童・生徒に対して，自国の言語や文化を学習する機会を提供するために，技術指導者を招聘できるようにしたものである。技術指導者は在日コリアンだけで構成されているということだった。
こちらは1週間に1回，放課後に1時間程度行われ，現在，大阪市内の小・中学校に約80校ある。参加できるのは，韓国・朝鮮にルーツを持つ児童・生徒だけであり，また，設置されている学校に通う児童・生徒に限られている。

そうなると，在日コリアンの少ない学校などでは，民族クラブが設置されていないため，民族教育を受け受けられない児童・生徒が出てくる。そのような子どもたちをフォローするために，民族クラブのない学校へは大阪市人材バンクに登録されている講師を派遣して，在日外国人教育や国際理解教育という形で対応しているということだった。

1－2　大阪市の『在日外国人教育基本方針』

大阪市教育委員会では，1970年以来，学校教育指針に「在日外国人（主として在日韓国・朝鮮人）の幼児・児童・生徒の教育」を示している。そこで，2002年度に出された『学校教育指針』を取り上げてみる。

まず「在日外国人教育」として，「民族的・文化的背景の異なるすべての子どもが，ちがいをちがいとして認め合い，それぞれの民族的アイデンティティを尊重し，はぐくみ合える多文化共生の教育をめざすように努める。

特に，アジアをはじめ，様々な国々への視野を広げ，多様な文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力の育成をめざすように努めることが大切である。」と述べられている。

また「在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒の教育」についてでは，「『本名を呼び・名のる』ことの意味を考え，共に学ぶ在日外国人の幼児・児童・生徒の立場を理解することのできる集団の育成に努める。」とある。

次に2001年に出された『在日外国人教育基本方針－多文化共生の教育をめざして－』を見てみると，そこでは1999年に策定された「人権教育基本方針」に触れ，日本人と在日外国人の幼児・児童・生徒が共に学び，共に生きるため，互いの人権を尊重し，違いを豊かさとして認め合う子どもを育てることを示している。

しかし，在日外国人に対する民族的偏見や差別意識は未だに根強く残っていることや，幼児・児童・生徒の人権を侵す差別事象や自由な進路選択を阻む排除的な現実があることなどから，基本的な人権とされている「本名を名乗ること」が困難な現状であるとし，これを早急な課題として位置付けている。

また，在日外国人教育を進めていく中での課題として，「地域間格差や学校間格差」「教育課程への位置付けの不十分さ」が挙げられている。さらに，帰化による日本国籍取得の子どもや国際結婚による二重国籍の子どもの教育のあり方を今日的な課題としている。

その中でも特に在日コリアンの子どもの教育においては，民族学級・民族クラブと指導にあたる民族講師の役割と意義をより明確にし，指導体制の充実を図ることが重要であるとしている。

他にもここでは，在日外国人教育の基本姿勢が示されている。具体的には，在日外国人教育は，民族的・文化的背景の異なる全ての人々に対する民族的偏見や差別をなくす教育であるということ。そして，それぞれの国や民族の文化・歴史などを正しく認識し，相互の立場を理解し，共に生きようとする態度をはぐくむ教育であるということ。また，自らの国や民族・文化に対する自覚と誇りをはぐくむ教育であるということ。将来に展望をもてる学力を保障し，主体的に進路を選択できる力をはぐくむ教育であるということ。である。

在日外国人教育の基本方針としては，人権を尊重し合いながら共に生きようとする態度をはぐくむこと。日本人の幼児・児童・生徒に差別を見抜く力を養い，民族的偏見や差別をなくしていこうとする意欲と態度をはぐくむこと。在日外国人の幼児・児童・生徒の民族的アイデンティティの確立と進路指導の充実を図ること。が挙げられる。その中でも特に在日コリアンの幼児・児童・生徒の教育の推進が取り上げられており，具体的な方法が述べられている。

2　大阪府・市の小学校における民族学級

大阪府の覚書に基づいて設置されている民族学級は大阪市北鶴橋小学校を入れて全部で11校ある。そこに派遣される講師は常勤講師であり，民族学級自体も古くからの歴史を持っている。また，そのほとんどが在日コリアン児童の入級を原則としている。

一方，大阪市が独自に行っている大阪市立学校民族学級クラブ技術指導者招聘事業は，参加する児

童も希望者のみになりやすく，また講師に関しては非常勤である場合が多く，立場が安定していないことに加えて，民族学級に対する自分の考えというのも述べにくい環境にあるという。

社団法人大阪国際理解教育研究センター（ＫＭＪ）職員の井上さんに，大阪府堺市で民族学級の講師をしておられる在日コリアン3世の呉啓子（オ・ケヂャ）さんを紹介してもらった。彼女は，大阪府堺市立少林寺小学校で常勤講師をしており，要請があれば，市外の幼稚園や小学校へ，韓国の遊びを紹介したり，ことばを紹介したりするために出かけるという。

彼女を通して民族教育について，それから在日韓国人について知ることができるのではないかという思いから，少林寺小学校での民族学級に参加させてもらった。また，大阪市北鶴橋小学校の民族学級を見学させて頂き，民族学級の講師である朴智子（パク・チヂャ）さんにも話を伺うことができた。以下にその内容を示す。

2―１　大阪府堺市立少林寺小学校における民族教育

大阪府堺市の外国人登録者数は1万1440人で，そのうち6091人が韓国・朝鮮籍である。この数字は，同府大阪市の11万9764人のうち9万5383人と比べるとはるかに少ない。このことから，大阪市内の民族学級はでは毎週1回行われる民族教育が，堺市にある少林寺小学校では1ヶ月に1回と，頻度が異なる。

少林寺小学校は全校児童78人で，各学年1クラスずつの6クラスある。国籍を問わず韓国のことを学べるトラヂ学級と，在日コリアンのみが在籍する民族学級がある。どちらも課外の授業である。授業に参加させて頂いた様子や資料などを基に，まずトラヂ学級について述べ，次いで在日コリアンのみが在籍する民族学級について触れる。

２－１―１　国際理解・共生社会を目指す「トラヂ学級」

トラヂ学級は，毎月1回，水曜日の5時間目に行われる。参加するのに国籍を問わないトラヂ学級は全校生徒のうち，1年生から6年生までの83人が参加している。

この学級の目的は，「一人一人を知っていくため。国際理解，共生社会を目指すため。そして，異文化を知ろう！まずは一番近い国から。」というものだ。

今までには，83人をグループ分けしたグループ名６つをハングルで，トッキ（兎），ケ（犬），ウォンスイ（猿），サヂャ（ライオン），ホランイ（虎），コヤンイ（猫）と絵を描いて覚えたり，自分の名前をハングルで書いたり，体の部分をハングルの歌で覚えたり曜日を覚えたりした。それから，チマ・チョゴリを着て写真を撮ったりもした。今回参加させてもらったのは，12月4日のチヂミをつくろうというものだった。

まず初めにチヂミのことをハングルで，「プッチンゲ」ということを呉先生から教えてもらい，みんなで発音をした。そして早速家庭科室での調理なのだが，さすがに83人全員が入って一斉にチヂミ作りをしてもやることがないので，4，5，6年生がチヂミを焼く準備をし，1，2，3年生は隣の部屋で折り紙をして待つことになった。そして，準備が出来ると，1，2，3年生も家庭科室に入り，全員でチヂミを焼き始めた。ガスコンロと，ホットプレートを使い，低学年の児童も焼くことを経験した。全て焼き上がると，隣の部屋で試食をした。

その時に，また呉先生が“いただきます”をハングルで子どもに教えて食べ始めた。そうするうちに，「呉先生，おいしいってなんていうの？」「呉先生，ごちそうさまってなんていうの？」と，子どもたちは好奇心旺盛に呉先生の所に行っては聞いていた。

参加させて頂いてまず感じたことは，子どもたちが韓国という国を身近にしかも好意的に感じているということだった。それは，周りの友達や先生が在日コリアンとして，居て当たり前の存在だからだ。そして，韓国という国が身近にあって当たり前なのだ。そのような環境は，在日コリアンの生徒の意識さえも解放するように思えた。

そう思った理由の1つは，トラヂ学級に来ていて，少林寺小学校に在籍する在日コリアンの中でも唯一本名を名乗っている金君との会話からだった。たまたま私の横に座っていた金君と話をしていると，「だって俺韓国人だもん。」とさらっと私に話をしてくれた。

また業後，呉先生のお話しの中で，「金君に『韓国ではこの言葉を何ていうのかな？』というような韓国に関する質問をすると，目が輝いているんですよ」という言葉があった。これらのことから，金君を始めとして自分が韓国・朝鮮人もしくは在日コリアンであるということを言える環境がこの学校にはあるのだということを感じた。

全体を通して感じたことは，これからは自分の国籍は何であるかということよりも，自分の民族は何か，自分のルーツは何かを認識し，自己のアイデンティティを確立していくことが大切なのだということだ。こうした環境の中で在日コリアンが，もっと自分自身のアイデンティティをプラスなものとして築いていけるようになることが望まれる。そして，お互いに学び合うものへと発展していくことを期待したい。

2－1—2　少林寺小学校における「民族学級」の教育内容

少林寺小学校の民族学級は，1948年の阪神教育闘争の朝鮮人学校閉鎖に伴う代替措置として設けられたのがその始まりである。しかし，当時の民族学級の担当の先生が高齢であったため，その先生の退職に伴い，新しい講師を探したが見つからなかったため，民族学級はすぐになくなった。

しかし，民族学級を作って欲しいという声が親たちから上がり，1991年に再び民族学級ができた。この民族学級は，大阪府の1948年5月5日の覚書に基づいて設置されている。講師も府から派遣されるので，今後，講師がいないからという理由で民族学級がなくなることはないと言う。

本年度，民族学級に通っている児童は4人おり，みな，韓国・朝鮮にルーツを持っている。少林寺小学校には，韓国・朝鮮にルーツを持つ児童が何人いのるかは聞けなかったが，実際は4人よりもっといるようで，毎年4月に，韓国・朝鮮にルーツを持つ児童には，「民族学級からのお知らせ」として，入級するかどうかの希望調査を行っているということだった。

それは，本人の意思と，親の意思を含めてということになる。ただ，民族学級が課外であるため，塾や習い事をしている児童は，行きたくても行けないということがあるようで，そういう児童は，トラヂ学級に入級するなどしているということだった。

この日は，韓国の数字についての学習をした。まずは，「数字を数えよう」ということで，前にやった1から10までをハングルで数えた。そして，その数字を使って，「今日の日にちを書いてみよう」ということで，まず日本語で書いて，その下にハングルで書いた。

15日というように，習ってない数字だと，どうして良いか分からないようで，先生のアドバイスも入って，少しずつその問題を解いていた。そして，できた文をハングルで発音した。

次に，韓国の数字は2つあることを知る。けれど，教室の前後に2種類の数字が大きくハングルで書いて張ってあったので，知っていた児童もいた。そしてこの2種類の数字は，物を数える時，時間を数える時と使い分けることを知る。

まず，時間を数える時に使う数字を使って「自分の年齢をハングルで書いてみよう」ということで，例文としてある文章に自分の年齢を当てはめて書いてみる。そして書いた文を声を出して読んでみる。他にも，ハングルで書いてある数字がアラビア数字で何を表しているか，その逆で，アラビア数字で書いてあるものをハングルに書き直す，物を数える時の数字と，時間を数える時の数字を一致させるなどの問題を解いていった。

授業はこれで終わりだったが，終わってから民族学級の児童と呉先生と話をする機会を得た。そこでは，在日コリアンの児童を取り巻く環境を，日常的な視点から見ることもでき，参考になる部分が多くあったので，以下にそれを示す。

２－１－３　在日コリアンの児童および呉先生との会話から

児童と話をしていく中で，両親は挨拶程度しか韓国語を話せないけれど，児童の祖母は「おばあちゃんなあ，電話で話していると，韓国語と日本語が混じって何を言っているのかわからんねん」というように，韓国語を話せるということが分かった。また，「家には韓国の旗とか，本とか，韓国に関するものは何にもないよ」ということもわかった。

呉先生は，本年度から少林寺小学校の民族講師をされているのだが，先ほど述べた4人は，その前の先生からも民族学級で韓国のことを学んでいたということだった。

前の民族学級担当の先生から児童は，踊りや歌や遊びなどの文化的なものを教わっており，それは楽しかったようで，今でも教室の中にある様々な遊び道具で民族学級が終わった後もそれを使ってよく遊んでいる。

そして，民族学級の担当が呉先生に代わった時に，先生が「何をやりたい？」と聞いたところ，子どもたち自ら「ことばを習いたい」と言ったという。そのため，本年度は，韓国語を中心に学習を進めている。

また，本名に関しては，親にこだわりがないため，4人とも通名を使っている。しかし，ことばに関しては，民族学級で学んで欲しいという希望があることと，児童自身も学びたいという気持ちがあるため入級して学んでいる。また，民族学級に来ている児童の親は，「自分が朝鮮人であるという認識を持って欲しい」と感じているそうだ。

また，少林寺小学校に通っている児童は，「どの子も自分が在日コリアンであることを隠さずに校内で生活している。そして，自分は日本人ではないということを自覚している」ということだった。

２－１－４　民族学級が好かれている理由

少林寺小学校の民族学級は，在日コリアンの中で希望者のみが参加する形になっている。しかし，課外の授業であるので，児童は嫌にならないのだろうかと感じ，そのことについて呉先生に質問したところ，「去年までことばの勉強を全然していなかったようで，だから課外であっても，いつも楽しみに来るんですよ。」とおっしゃっていた。

授業に参加させて頂いて，在日コリアン児童が課外にも関わらず楽しんで授業を受けている姿を見て，本当に楽しみで民族学級に来ているのだということを感じた。

なぜ民族学級をそんなに楽しみにしているかははっきりわからないが，本人たち自ら「ことばを習いたい」と言ったことからも，自分のおばあちゃんの話していることばを知りたいというような気持ちを，ことばでは表さないが持っているのではないかと推測する。それは，民族学級に通っている在日コリアン児童が「自分は日本人ではない」と自覚していることからも推測できる。

２－２　大阪市立北鶴橋小学校における民族学級

北鶴橋小学校の全校児童は203人で，在日コリアンの児童はそのうち103人（2002年5月現在）と半数を占めている。また103人のうち44人が帰化をしていたり，親が国際結婚をしたりなどして，日本国籍を保持している児童である。このように，在日コリアンが半数を占める学校において民族教育はどのように取り組まれているのかということに興味を持った。そこで，以下に北鶴橋小学校の民族教育について，主として民族学級について示す。

２－２－１　民族学級の教育内容

北鶴橋小学校の民族学級も少林寺小学校と同じく，放課後の約1時間を利用して行われている。北鶴橋小学校は在日コリアン児童の入級を原則としているため，ほとんどの児童が民族学級に入級している。昔は，4，5，6年生の在日コリアン児童を対象に週2回行われていたが，現在は1年生から6年生までの在日コリアン児童を対象に週1回行われている。

1，2年生に関しては本年度の4月から新たに民族学級が始まり，前年度までは3年生からであった。

この理由を尋ねてみると，「小さい頃から自分の国のことを知るということはとても大事なことです。昔は朝鮮人の子どもが何百人といたので，3年生からにしようということになっていました。しかし，今は随分子どもの数も減ったので，子どもが小さい頃から朝鮮に触れることによって，自分が朝鮮人であるということを自然に感じるだろうという考えがあります。また，高学年から朝鮮について触れると，放課後に残っていきなり“朝鮮人”ということになって重苦しくて大変で，行くのが嫌だったという子どもが多くいました。そういうことをなくして，朝鮮に対して自然に感じられるようにしようということで，今年から1，2年生も民族学級を始めました。」と朴さんが話して下さった。

また，特に4，5，6年生に関しては，総合的な学習の時間が設けられたことにより，その時間も活用して民族学級を行っている。つまり，週3時間ある総合的な学習の時間のうち毎週1時間だけ，在日コリアン児童は民族学級の教室で，日本人児童は自分たちのクラスで朝鮮のことを学んでいる。そこでは，在日コリアン児童と日本人児童は，それぞれの目標を持って授業を進めていっている。

民族学級の目標は，「ことばや歴史の学習を通して，自分が朝鮮人であるという自覚，誇りを高めていくこと」であり，日本人の子どもは，「隣の国のことや他の国のことを学習しながらお互いの立場の違いをしっかりと理解し，正しく認識して，より良い関係を築けるような意識を作ること」であるという。また，この時間は基本的には別々で行うが，年に何回か，臨機応変に合同で授業を行うことがあるという。

民族学級の教室を見てみると，黒板の上に“約束事”が書いて張ってある。1）友だちの本名を覚えて呼び合おう，2）習ったウリマルはどんどん使おう，の2つである。“ウリマル”とは「私たちの言葉」という意味で，“私たちの”という意味を強調するために“ハングル”ではなく“ウリマル”を使っている。

1）に関しては，民族学級に通う児童のほとんどが，クラスの中では通名を使っているため，民族学級の部屋に来たら，本名を呼び，名乗れるようにするためであるということだった。また，ことばに関しては2）で，民族学級でしか学べないため，覚えたらどんどん使っていこういうことで，そうして在日コリアン児童にとってウリマルをより確かなものにしていくためであるという。

2－2－2　教師の思い・生徒の思い

改めて民族学級の目標やねらいをまとめてみると，1）自分が朝鮮人であるという自覚をしっかりと持って生きていくため，2）自分の国（ここでは朝鮮を指す）のことを正しく理解できるようになるため，であるという。

朴さんは，「まず，自分の国の状況や，なぜ自分が日本にいるのかということをしっかり理解できることが大事なことですね。自分のことが正しく認識できて，“朝鮮人です”とはっきり言えた時に，出会った友だちと初めて対等であって，そこから良い人間関係が生まれてくるのではないでしょうか。歴史的なことも含めて十分にわかっていなかったら，きっと他の国のことについてもよく理解できないでしょう。そうすると，どこ，誰の立場に立って物事を見て良いのかがわからなくなるでしょう。自分の国のこと，その状況をはっきり掴んで，その中で堂々と朝鮮人として生きていけるようになると，色々な国の色々なことをしっかり見つめられる子どもになるのではないかと思っています」と話して下さった。

これには朴さん自身の思いも込められており，話を伺っているだけで，彼女が民族教育を通して子どもたちに“朝鮮人であること”そして，“そう生きること”を伝えたいという思いが強く伝わってきた。

実際の民族学級での活動の様子を聞いてみたところ，1，2年生は内容も簡単で，楽しく勉強しているが，3，4年生になると，放課後に友だちと遊びたいということや，習い事が増えてきたりと，民族学級ではなくそちらに時間を使いたいという思いを持つ児童が多くいるようである。

また，内容に関しても学年が上がるに連れ，歴史的なことが入ってくるため難しくなり，民族学級に行くことが嫌だと感じる児童が増えてくるそうである。

しかし，北鶴橋小学校の民族学級は52年もの歴史があるため，この地域に住んでいる親や児童には，“北鶴橋小学校に入ると民族学級に行かなくてはならない”ということが定着しており，「嫌だなあ」と思いながらもそれなりの心積もりをしているようである。

北鶴橋小学校の民族学校は入級を原則としているため，強制的と言われたらそうであるかもしれないけれど，地域には強制というより「行って当たり前」という意識が定着しているのだという。

また，民族学級で学んだり，民族学級のある学校で生活することによって，朝鮮人としての意識，在日コリアン児童の存在の捉え方というのは，在日コリアン児童・日本人児童双方にとって変化をもたらしているかと考えてきたが，北鶴橋小学校においては目に見えた変化はみられないということだった。それ位“自然なこと，違って当たり前なこと”であるというのだ。

民族学級が本年度から全学年で始められ，これからもっともっと“違って当たり前”である環境が北鶴橋小学校にはつくられていくと推測できる。また，世間で言われるような民族差別は北鶴橋小学校にはないと言っていいほどであった。その理由には，民族学級に対して，朝鮮人に対して，日本人児童がプラスのイメージを持っていることが考えられる。

具体的な例を挙げると，民族学級は課外の授業なので，在日コリアン児童は残って学習するのを嫌うけれど，それは日本人児童からみると楽しそうに見えるようで，「朝鮮人いいなあ」「私も朝鮮人になりたい」と言う児童もいるそうだ。それから，年に1回の校内発表会で在日コリアン児童が民族衣装を着て踊っている姿を見たりすると，「いいなあ」と言う児童が多くいる。このようなことが，差別するということがない位，在日コリアンを良いものに映している。そしてそのことは，在日コリアン児童にとっては大きな自信になっているという。

2－2－3　朴先生との会話から

北鶴橋小学校は先にも述べた通り，大阪府の覚書に基づいて設置された民族学級であるため，朴先生自身も自分の考えを周りの先生たちに伝えていきやすいと話している。

先にも述べたが，在日コリアンは公立の学校に通っていても自分のルーツ，民族などについて学ぶ権利を持っている。つまりは，“自分を知る”権利を持っているといる。しかし，日本の学校の中ではその権利をはっきりと認めておらず，自己のアイデンティティの1つの側面である民族的アイデンティティを築きにくいため，課外で保障していくという形しかとれない。

朴先生は，民族学級で学ぶことによって，「どこに行っても，たった1人でも，自分が朝鮮人であるという自覚を持ってしっかりと生きていける人を育てる教育をしていきたい」と，民族教育を受けた児童の将来を見据えて話をして下さった。

それから，先には，「民族学級で学んだり，民族学級のある学校で生活することによって，朝鮮人としての意識，在日コリアン児童の存在の捉え方というのは在日コリアン児童，日本人児童双方とも目に見えた変化はみられない」とのことだったが，民族学級が北鶴橋小学校にあることによって，日本人児童にも少なからず影響を受けているのだという。

北鶴橋小学校では特に，外国人教育の中でも在日コリアンを対象とした目標を定めている。これは特に学ぶ対象を在日コリアンに限定したものではなく，全体で学んでいこうという姿勢を持っているもので，社会科の授業のフォローで総合的な学習の時間を利用して在日コリアンの歴史についてクラス全員で学ぶということもある。

もしこの時，突然「在日コリアンの歴史を学ぼう」と言っても，「何で？」ということになる。しかし「在日コリアンのだれだれ君はどうして日本にいるのか，その歴史をたどってみよう」ということになると，児童は，身近に民族学級があるので自然に取り入れていけるのだという。このような取

り組みは，北鶴橋小学校に民族学級があることによってより活発になっているという。

また，私が廊下を歩いている時に児童が，「なんで民族なんかにこだわんねん。」と声をかけてくれたので，「民族にはこだわらいの？」と質問したところ，「こだわらん。だって，民族なんて関係ないやん。」と答えてくれた。

このことに関して朴さんの話を聞くと，「民族にはこだわって欲しいですね。こだわらないという言葉はきれいだけれど，『民族なんか関係ないやん』『同じ人間やもん』と言われても，何も違いはないけれど，絶対生活している中で，あなたにはできないことは自分にはあるということを自分では分かっているので，関係ないという言葉は必要ない。わかってくれてないなと思います。

こだわらないのは自然で良いし，それが望まれるのかなと思いますね。けれど，壁があるということを自覚しているかしてないかというのがこだわりかなと思うから，こだわってくれたらなあと思います。自分のことをもっとよく考えて欲しい。こだわってもらうために勉強するというのは少し変かもしれないが，自分が生きていくなかでずっと引っ掛けていって欲しい。」ということだった。

このことについて考えた時，私もこの時の児童と同じように「民族なんて関係ない。民族である前に『個』がある」と考えていた。というより，「民族を見て見ぬふりをしていたと言った方が正しいのかもしれない。「相手の後ろにある「民族」を見ることによって，どう対応したら良いか分からない自分」に出会うのが怖かったのだ。つまり，「差別をしないようにしよう」と感じていた自分が「民族」を見ることを拒否していたのである。

このことからおそらく，「民族なんて関係ないやん」と発した児童や今までの私というのは，“違い”を認めることができなかったのではないだろうかと考える。“違い”つまり「民族」を見ることによって差別をしてしまう自分がいるから，あえてそれを見ないようにしてきたのである。しかしこれでは，本当にお互いを理解し合えるとは言えない。違いを認めて始めて本当に理解し合える環境が整うことになるのだから。

また，朴先生とは長い時間話をさせて頂いて，今までの私の考え方に影響を与えて下さった1人でもある。たくさんのことばが頭に残っているのだけれど，このことばは印象的だった。「在日コリアンが日本人として生きていくことは，自分のお父さんやお母さんを無視し続けていくの？」

本当にその通りである。民族を大切にするということは，お父さん，お母さん，おじいちゃん，おばあちゃんを大切にすることと同じ意味を持つものであると，朴先生のことばで気づかされた。

以上を通して見てきて言えることは，「環境が良い」ということである。繰り返しになるが，民族学級が本年度から全学年で始まり，今までよりもっと自然に“在日コリアンが朝鮮人であるということ”が在日コリアン児童にも日本人児童にも定着しているので，目に見えた変化はないけれどそれが良いところでもある。

そして最後に朴先生は，「身近な友だちから出発して学ぶということは良い材料であって，そこから見えてくるものは段々広がっていくのではないかと思う。英語ばかりが国際教育ではないかなと思う。」と話して下さった。

2－2－4　大阪市立北鶴橋小学校における「総合的学習」「国際理解教育」

2－2－4－1　外国人児童教育における教育目標

2002年度の大阪市立北鶴橋小学校『外国人子どもの教育を取り組むにあたって』の指導計画によると，「外国人子どもの教育の目標」で，「正しい韓国・朝鮮を認識させる」ことが掲げられている。これは，単に日本に一番近い国だからということではなく，周りにいる在日コリアンの友だちが基点となって，そこから，知っていこうということだという。そして，各学年に「外国人子どもの教育に関わる教育目標」を定めている。以下にそれを示す。

1 年生	○ 韓国・朝鮮の遊び，歌，民話などに親しむ。 ○ 韓国・朝鮮人には，本名があることに気付く。
2 年生	○ 韓国・朝鮮の遊び，歌，民話などに親しむ。 ○ 名前には，親の願いがこめられていることに気づき，互いに本名を大切にしようとする気持ちを育てる。 ○ 町探検の学習を通して，韓国・朝鮮とのつながりを知る。
3 年生	○ 韓国・朝鮮の遊びや音楽・生活（衣・食・住）を知り，民族ごとに独自の文化があることを理解する。 ○ 本名に興味を持ち，本名を呼び，名のることの大切さを考える。
4 年生	○ 韓国・朝鮮の遊びや音楽・生活（衣・食・住）を知り，民族ごとに独自の文化があることを理解する。 ○ 本名に興味を持ち，本名を呼び，名のることの大切さを考える。 ○ 「平野川の改修工事」の学習を通して，韓国・朝鮮人が日本に多く住んでいるわけや本名が名のりにくいわけを考える。
5 年生	○ 朝鮮半島の地理を学習し，韓国・朝鮮への理解を深める。 ○ 共に学ぶともだちの立場や思いを大切にしあい，本名を呼び，本名を名のることの大切さを考える。 ○ 地理学習を通じて，在日外国人が共に暮らす町の良さを知り，だれもがくらしやすい地域について考える。
6 年生	○ 韓国・朝鮮の人々の生活や文化のようすを理解する。 ○ 基本的人権の意味を考えて，本名を呼び，本名を名のることの大切さを理解する。 ○ 日本の韓国・朝鮮の歴史的な関係をふまえ，これからの日本と韓国・朝鮮の望ましい関係のありかたを通して，国際理解を深める。

このように，1年生から6年生までの6年間を通して韓国・朝鮮について，在日コリアンについて学んでいく。この背景には，北鶴橋小学校が大阪府大阪市の中でも最も在日コリアンが多く住む生野区に位置していることがあると考えられる。

2－2－4－2　総合的な学習の時間における国際理解教育

強制連行で日本に韓国・朝鮮人が連れてこられたということを学ぶ学校はあるとしても，その人たちが日本でどのようにして生きてきたのかということに関して学習する学校はほとんどない。それを北鶴橋小学校では学習していて，自分の学校になぜ民族学級があるのかということから始まって，学んでいくということだった。

北鶴橋小学校では，社会科の授業のフォローを総合的な学習の時間を利用して行っている。古墳時代から昭和の時代にかけて社会科の授業は進んでいくが，特に昭和の時代に関する韓国・朝鮮とのつながりにおいて，総合的な学習の時間が5時間充てられていることに注目したい。

6年1組の社会科の「昭和の時代」の指導計画を見てみると，全8時間となっており，社会科だけの授業では，第3次全てがないことになり，そこで学ぶべきものも学べないことになる。そこに総合的な学習の時間が5時間充てられている理由がある。

第1次	新しい国づくり	1時間
第2次	新しい憲法と日本の歩み	1時間
第3次	戦後の朝鮮の解放と民族学級のあゆみ	5時間（総合的な学習の時間）
①	日本の敗戦と朝鮮の人々のくらし・願い	（1時間）
②	民族学校の発展	（1時間）
③	阪神教育闘争	（1時間）
④	民族学級の誕生	（1時間）
⑤	民族学級とわたしたち	（1時間）
第4次	国際社会の中の日本の役割	1時間

在日コリアンが全校生徒のほぼ半数を占める北鶴橋小学校において，自分の学校になぜ民族学級があるのか，在日コリアンがなぜ自分たちの周りに住んでいるのか，そして，彼らがどのようにして生きてきたか，などを学ぶことは日本人児童にとっても在日コリアン児童にとっても意義のあるものである。これを総合的な学習の時間でフォローしていくというのは，北鶴橋小学校らしい時間の使い方である。

今回見学させて頂いたのは，2003年1月16日の6時限目の，6年1組の総合的な学習の時間だった。この時間は本来，在日コリアン児童と日本人児童は別々に学習する予定だったが，急遽合同で実施されることになり，「かるた取りをしよう」ということになった。

まず，1クラス36人を5人グループ4つと，4人グループ4つの8グループに分けてそれぞれのグループ内でかるた取りを始めた。カードには日本語と，絵が書いてあり，児童にとって身近な，黒板，鉛筆，机，鉄棒，運動場などのことばばかりであった。まずは手慣らしに先生が日本語で読んだカードを取ることから始めた。

次に，朝鮮のことばでやることになり，まず，朝鮮のことばで先ほど取ったかるたが何と言うかを習った。先生に続いて児童も朝鮮語を発音した。それから3回朝鮮のことばでのかるた取りをした。児童は3回もするとほぼ朝鮮語での言い方を覚えてしまっていたことに驚いた。

２－２－４－３　多文化共生教育としての国際理解・民族教育

全校児童の半数が在日コリアンである北鶴橋小学校の教育目標『外国人子どもの教育を取り組むにあたって』(2002年度）に「正しい韓国・朝鮮を認識させる」とあることからも，これが北鶴橋小学校に在籍する在日コリアンを意識したものとなっていることが分かる。他にも学年毎に教育目標が掲げられていることや，外国人児童の教育実践記録など，外国人教育に関して熱心な取り組みをしていることが伺える内容となっている。

その中でも特に「本名指導」に熱心であることが分かる。実際にその場にいて感じたことなのだが，先生ができるだけ生徒の本名を呼ぶように心がけていたのだ。名札が本名であろうが，通名であろうがそうなのである。これほどまでに在日コリアンの本名を大切にする学校はあるだろうか。名札が通名だから本名で呼ばないというようなものではなく，北鶴橋小学校では積極的に本名で呼んでいくのである。ただ，小学校入学まで通名で生活してきた児童も多くいるため，徐々に本名で呼び・名乗れるようにしていっているとのことだった。

また，先ほど社会科の時間を総合的な学習の時間でフォローをしていると述べた。このように民族学級の中だけではなく，日本人児童も含めたクラスの中で在日コリアンについて考える時間を持てることは，在日コリアンの立場を全員で理解しようという担任の想いがあってこそなのだと感じた。こ

のように総合的な学習の時間を5時間使い，クラス全体で考えられたことは，本当に意味のある授業であったと思う。

　その理由は，その授業を終えた児童の感想を読んだことにある。その中で日本人児童が「民族学級を繰り返してくれたおかげで」という表現をしていたり，在日コリアン児童が「朝鮮の歴史とか勉強していてよかったと思う」と書いていたりしたことなどから，児童は，自分が在日コリアンであったり，友だちが在日コリアンという環境にいるため，私が考えるよりもっと深く在日コリアンについて，民族学級について考えているのだと感じた。

　それから，参加させて頂いた「かるた取り」なのだが，合同で行ったため民族学級の朴先生と担任の春木先生の，2人体制の授業だった。どちらの先生も「朝鮮人のだれだれが一番だ」とか「日本人のだれだれ，頑張っとるなあ」というように，“朝鮮人”“日本人”と発言していた。私はそのことばに戸惑っていたが，児童は何もなかったようにかるた取りを続けていた。

このことについて今，改めて考えると，朴先生と春木先生は，あの子は朝鮮人，私は日本人というように，相手を認めているから出たことばで，児童もそれに戸惑っていなかったということは，児童たちも2人の先生と同じようにお互いを認め合っているのではないかと感じた。だからこそ出てくることばではないだろうか。

　このようにお互いを認め合って（人権を尊重し合って）いる姿勢は，北鶴橋小学校の先生方が，「外国人児童に対する教育」とりわけ在日コリアンの教育ということを真剣に考えて取り組んでいることから生まれてくるものなのだと実感した。これからも，在日コリアンがいて当たり前，本名を名乗って当たり前，みんなで在日コリアンのことを勉強して当たり前の学校づくりをしていって欲しいと思う。この実地調査を終えて，北鶴橋小学校における国際理解教育は，まさに多文化共生教育といっても良い実践であると感じた。

3　民族学級が抱える問題点と今後の展望

　まず，平成14年度の大阪市教育委員会『学校教育指針』について見てみると，この中の「人権を尊重する教育の推進」に関連する形で，「在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒の教育」について触れていることが分かる。このことから，在日コリアンの教育を人権という枠で大阪市が捉えていると判断できる。しかしこれは逆に言うと今まで，「在日コリアンが自らの民族性を明らかにして，教育を受ける権利」が整備されていなかったと言える。それが人権の1つとして今回，大阪市の『学校教育指針』で明示されたことは，在日コリアンの教育に進展をもたらすものと言える。しかし，これが机上の論理で終わる事がないように，現実のものとなるように，日本人が「それは在日コリアンに与えられるべき当然の権利である」という認識を持って教育について考えていくことが望まれる。

　在日コリアンを意識した表現が幾つか見られ，在日コリアンの存在を認めている姿勢は良く分かったのだが，この中で1つ気になったことは，民族教育を保障する制度が整っていないということだ。民族クラブを大阪市独自に設置し，民族教育を学ぶ在日コリアンを支援しているとは言っても，ここではそれが在日コリアンの権利として保障する制度はしっかりと整っていないのだ。

また，大阪市役所で，大阪市教育委員会指導部の関根さんという方に話を伺うことができた。関根さんは，ニューカマーの韓国・朝鮮人の担当である。在日コリアン担当の方と会うことができなかったため，関根さんにお話を伺った。

　「民族教育は必要だと思いますか」という質問に，「在日外国人教育を進める中で，在日コリアンのアイデンティティを固めていかなくてはならない。教育の中身として保障していくべきものでしょう」と。また，「なぜ独自に民族クラブをつくったのですか」という質問には，「今は在日３世，4世の時代になってきており，朝鮮語を話せない子ども，知らない子どもに自国の文化を生で伝えていくことは難しい。それを支援しているのです」と。そして今後の課題については，「歴史的な部分を含

めて，日本人の子どもにも正しい認識を伝えていく必要があります」とおっしゃっていた。

民族教育が存続していくためには，民族教育を受ける環境づくりができていなければならないと考えて今回，大阪市役所の民族教育に対する取り組みをみてきた。他の地域に比べて在日コリアンの多く住む大阪市においてさえ，民族教育の制度的保障には，不十分さを感じずにはいられない内容であった。それでも評価できる部分は多くあり，他の自治体も大阪市と同じかそれ以上になるように，独自の外国人教育指針や方針を策定して，在日外国人とりわけ，在日コリアンの民族教育を保障する内容を制度的にも整えていくべきであると考える。そして，在日コリアンを在日コリアン担当の職員として生の声を聞き入れていくなど，もっと積極的に行政側が在日コリアンの教育に対して今後その保障をしていくことが望まれる。

第４節　夜間中学校における民族教育

はじめに

戦前，近畿地方には，労働のために渡日する父母と共に朝鮮人子女や仕事を求めて渡日する朝鮮人青年が多数存在した。そして，朝鮮人の労働人口が目立って増えてきた大阪府や近隣の府県では，朝鮮人労働者とのコミュニケーションや日本社会へ同化させるために，「内鮮融和教育」を始めるようになった。

一方，明治中期以降，昼間の小学校に通学できない商店や工場で働く日本人児童のために夜間部が開設されていた。ここに，朝鮮人労働者も受け入れられるようになった。難波の桜川尋常小学校夜間部や大阪市北区の済美第四尋常小学校夜間部が朝鮮人労働者を受け入れていたということだ。

1930年に文部省が「在日朝鮮人子女の教育は義務教育とする」との通達を出した。このため在日コリアンは，尋常小学校の特に夜間部への入学を奨励され，「内鮮協和会」が経営する夜学校は廃校していった。そして1941年の「国民学校令」によりその夜間部も一斉に廃止されることになった。それまでの大阪市内の尋常小学校の夜間部在籍児童数は，全体の90%を超えていたということから，これもまた，在日コリアン児童・生徒に対する圧力ではないかと考えられる。

他方，朝鮮人の集住地区の猪飼野には私設夜学校が多数作られ，朝鮮語と漢字の学習が行われた。少ない授業料だったために経営は厳しく，また民族意識の高揚に繋がるとして警察の弾圧を恐れた家主が部屋を貸してくれないなど，夜間学級の継続は困難であった。そして，警察に踏み込まれたり，運営資金が続かなかったりして多くの私設夜学校はなくなっていった。

ところで夜間中学校と民族教育にはどんな関係があるか，という疑問が湧くかも知れない。
現在でも夜間中学校（夜間学級）がある理由には，「病気や障害のために就学義務を猶予又は免除された人のため」というものがある。また，「形式的に義務教育終了者となっていても学力がついていないという人たちが教育を受ける場を設けるため」でもある。

もう1つの大きな理由に，引き揚げ・帰国者と在日コリアンの存在がある。1996年の近畿地方の夜間学級の国籍別生徒数の割合を見てみると，韓国・朝鮮籍48.1%，日本籍24.1%，中国籍22.7%，ベトナム籍1.3%，フィリピン籍1.3%，タイ籍0.8%である。

ここに地域別の夜間学級生徒の国籍に関する資料があるので，以下にそれを示す。このように，地域によって夜間学級に通う生徒は様々である。

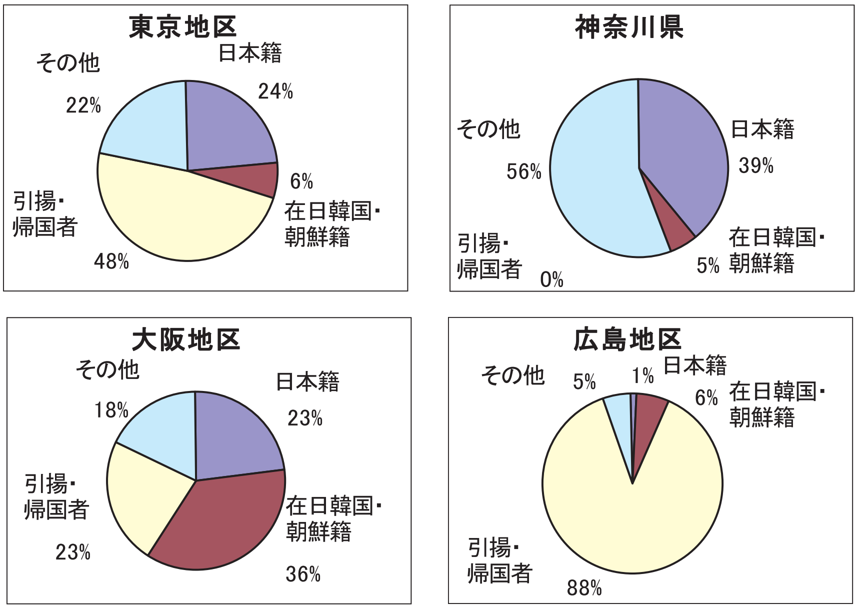

（大阪国際理解教育研究センター　2002『Sai 』（vol.44 ' 02 autumn）より）

以下，大阪国際理解教育研究センターの『Sai』を参考にして，中学校夜間中学校（以下「夜間学級」ということもある）について示す。

1　大阪府東大阪市立長栄中学校夜間学級

長栄中学校夜間学級は，1972年に61人で始まった。そして毎年70人ずつ生徒が増え，1993年には401人にまでなり，当時の昼間の生徒数を上回ったという。そこで，東大阪市太平寺中学校に長栄中学校の分教室をつくり，2001年に独立開校するに至った。

2002年現在，長栄中学校夜間学級の生徒は92人，太平寺中学校夜間学級の生徒は152人である。しかし夜間学級の全盛期と比べると学校数も半数以下になっており，生徒数も6割程度になっているという。また時代の変化に伴い，生徒も変わってきているという。

長栄中学校夜間学級では在日コリアン1世，2世が多数を占めているが，それも学校によって異なるようで，大阪市立天満中学校や，守口市立第三中学校の夜間学級では中国からの帰国者やニューカマー（新渡日）の生徒が多くなっているという。

長栄中学校夜間学級は4クラスあり，そのうち1クラスはニューカマー（新渡日）の生徒のクラスだという。そのクラスには，早く日本語を習得して就職したいという目標を持った若者が多く在籍している。日本語を習得するだけなら語学学校へという考えもあるが，公立中学校なので，教科書も無料で配布されるし，経済的理由により就学が困難な生徒への援助制度などもあるので，語学学校よりは経済的負担が小さいのだという。

また，ニューカマーの生徒は夜間学級に通うことにより，語学学校では学べないことも学ぶことができるという。それは，在日コリアン1世，2世から日本社会におけるマイノリティの先輩として話を聞いたり，関わったりすることから得られるものだという。それが何かは分からないが，先に自分の前を歩く人と関わりを持つことや，その人の体験談を聞いたり，相談に乗ってもらったりすることは，ニューカマーの生徒にとってプラスに働くことはあっても，マイナスに働くことはないのではないだろうか。

また最近の傾向として，定年後の日本人の入学者が目立つという。敗戦後に義務教育を受けた世代だが，新制の中学を卒業していない世代でもあるという。日本人の場合は，家族や周りに日本語があ

り，書くのは難しくても読むことはできる人が多いそうだ。

それから，夜間学級の生徒は大人がほとんどであるので，昼間と同じ教科書を使うのには無理がある。そこで長栄夜間学級では1997年に独自の教育カリキュラムを作り，手づくりの学習教材で授業を進めているという。そのカリキュラムは，「社会的な立場の認識」「アイデンティティの確認」「自尊感情の確立」という3つを柱にしている。

夜間学級の当面の課題は，「教育条件の整備で，ハード面ではエレベーターなどの施設の充実，ソフト面では生徒の多様化に伴った教材の整備，そして夜間学級の将来像をどう描くか」だということだった。

2　奈良県橿原市立畝傍中学校夜間学級

奈良県内の夜間学級は，1975年開設の私立正強高等学校のうどん学級がその始まりとされている。その自主夜間中学である「うどん学級」ができる以前の1969年に大阪で，市立天王寺中学校に公立の夜間学級ができた。奈良県の住民も天王寺中学校夜間学級に通っていたという。ところが，大阪府と大阪市が府外の生徒まで面倒を見切れないと，府外の生徒を排除した。

そこで奈良県にも夜間学級を作ろうということになり，正強高等学校に私設の夜間学級ができ，公立化運動も始まって，3年後の1979年に奈良市春日中学校に夜間学級ができた。次いで天理市にも夜間学級ができた。

畝傍中学校夜間学級ができる経緯については以下の通りである。当時「奈良・在日朝鮮人教育を考える会」があり，そのセミナーで在日コリアンが「私は子どものころ，貧困もあってほとんど学校に行っていない。読み書き計算ができない。大人になった今は，心臓疾患があって，奈良や天理の夜間学級に通学できない。橿原に夜間学級があったら勉強したい。」と発言した。

その時，周りにいた人々が「おもしろいやないか。夜間学級をつくろうやないか。」ということになったという。そして，橿原に住んでいる教師が中心となり，夜間学級で教えたい人，学びたい人を集めるためにビラをまいたり，家庭訪問も行ったという。そして，その発言から3ヵ月後の1987年6月に「橿原自主夜間中学」開校式が行われた。

生徒は11人，教える人は53人おり，週2日だった。補食の牛乳やパンや教材費にかかるお金は，会員から会費を集めたり，橿原市教職員組合にカンパ袋を回すなどして夜間学級の運営費用に充てたという。そのため，お金や教える人材には困らなかった。教室は市から借りた古い会館を利用していた。学ぶ場所としては適していなかったが，「橿原自主夜間中学」は，多くのボランティアのおかげで授業が，橿原自主夜間中学が成り立っている訳で，あえて公立にして，環境も整えようという気持ちはなかった。

だが，生徒が「ただで教えてもらって申し訳ない」ということを何度も言うのを聞いて，橿原自主夜間中学は，「学校に行けなくなったり，そこで学べなかったのは今ここに通う生徒の責任ではなく，学校や行政側の責任である。」という見解に達し，このことを世間に訴えていこうと，必然的に「橿原自主夜間中学」の公立化運動が始まったのである。そして，その結果1991年に公立化し，奈良県橿原市立畝傍中学校夜間学級ができたのである。

3　民族教育としての夜間中学校と民族教育の今後

ここで，「どうして公立の学校で在日コリアンの民族教育を保障していかなければならないのか」と感じる人が多くいると考えられるので，そのことに触れておきたい。

まず，“自分の民族について，文化について，歴史について学ぶ権利”は誰もが持っている権利だと考える。つまりは“自分を知る権利”ということである。自分を知るということは，自分のルーツを知ることでもあり，それが朝鮮であっても日本であってもその権利は保障されるべきである。だか

ら，在日コリアンの児童・生徒に対する民族教育を公立の学校でも保障していくべきではないかと考えるのである。

また，本研究を進めていく中で，在日コリアンが国籍においても教育においても日本政府に翻弄されて，満足に教育を受けられなかったということを知った。特に，現在高齢を迎えている「ハルモ二(おばあさん)」と言われる在日コリアン女性が日本語の読み書きができないでいるという。彼女たちは現在，公立の夜間学級や自主夜間学級などに通って日本語を始め朝鮮語や歴史などを学んでいる。

特に大阪府の夜間学級は先ほどのグラフでも示したように，他の地域に比べて在日コリアン生徒が多く在籍している。このことからも，在日コリアンにとって夜間学級の重要性が確認できる。ただ，夜間学級には就学年限が設けられており，もっと学びたくても学べないという状況もあるという。特に学校教育以外での民族教育は民族団体が行うものや地域のものになるため，夜間学級のようにカリキュラムを組んで自分の国のことや日本のことを学べるという整った学習環境は魅力的であり，ハルモ二を始めとする学校教育を修了したとされる者に対する民族教育の保障という視点でも考えていく必要があると感じた。

そして調べていくうちに，識字学級と自主夜間学級は同じものを指すことが分かった。2000年現在，大阪市内の12地区に識字学級（校）がある。中野区にある識字学級は毎週1回，金曜日の夜に，日本人のボランティアが講師をし，在日コリアンの生徒が学びに来ているということだった。

また，個別に夜間学級を見ていくと，長栄中学校夜間学級では「社会的な立場の認識」「アイデンティティの確認」「自尊感情の確立」を柱にして，独自の教育カリキュラムを組んでいる。これらを見て，公立の夜間学級でありながら，在日コリアンを意識したカリキュラムであり，生徒をのニーズを掴んだものになっていると感じた。

特に「アイデンティティの確認」とあることに注目して教科を見ていくと，日本語の他にも，朝鮮語や歴史，民族生活など，朝鮮人としてのアイデンティティを確認できるものとなっている。また，そこで学ぶ高齢の在日コリアンと，ニューカマーの朝鮮人，教師の日本人などが相互に学びあい，そこから新しい関係を築いていくこともできる。夜間学級というのも在日コリアンと日本人とのコミュニティの場であると感じた。

次に畝傍中学校夜間学級については，それを立ち上げた在日コリアンの力に驚かされた。畝傍中学校夜間学級の前身の自主夜間中学に関しては3ヶ月で開校したし，その4年後には公立化されていくのだから，それを支えたボランティアとそこで学ぶ在日コリアンの強い想いが伝わってきた。

こうして，現在の民族教育の形態は様々であることが解った。特に在日コリアンは，子どもたちに対する民族教育に重きを置いて考えているようで，子どもたちを対象とする民族教育は祖国解放後から自主的に継続され，現在の民族学校に繋がっている。

その民族学校の中でも特に，朝鮮学校が全国に140校もあるということには驚かされた。韓国学校が全部で4学園しかないのに比べるとその多さは際立っている。しかし，それだけ学校があるということは，それだけそこに通う児童・生徒がいるということで，民族教育に対する在日コリアンの想いの強さを感じた。

しかし実際の数字を見てみると，在日コリアンの学齢期の児童・生徒の約1割程度しか民族学校に通っていないということが明らかになっている。ここから考えられることは１）在日コリアンの親の世代の民族意識の希薄化，２）民族学校が抱えている財政的な問題，進学の問題など，３）民族学校における国民化教育への疑問などがある。

民族学級については，大阪府に在日コリアンが多く住んでいることからも，他の地域に比べて民族学級の設置校が多く，府内の約170校の小・中学校にあるという。この数だけを見ると，「大阪の取り組みは進んでいる」と感じるが，残念ながら，これは，府全体の公立小・中学校の約9%でしかないという。

しかし，日本政府はこのような問題をまるでないことのように考えているようだ。それは，1998年の国連の規約人権委員会での日本政府の見解に明らかである。「在日コリアンの子どもたちは『外国人学校に入学するか，日本の小中学校に入学するか，選択できる』から『規約に定める差別にはあたらない』」というものであった。

これに対して国連社会権規約委員会の2001年8月の総括所見は，「締約国が，マイノリティの学校，とくに朝鮮学校が国の教育のカリキュラムにしたがっている状況においては，当該学校を正式に認可し，それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること，および，当該学校の卒業資格を大学入試の受験資格として承認することを勧告する。」と述べている。

民族学校は，日本の学校とほぼ同様の教育を行っており，そこに通う児童・生徒の学力も日本の学校に通っている児童・生徒とほとんど差がないということからも，民族学校に「一条校」もしくはそれと同等の待遇を与えるべきである。そうして，財政問題や受験資格問題などの民族学校であるが故に抱えている問題が解決された状態で初めて，「選択できるから差別にはあたらない」と言えるのではないだろうか。そうなってからでないと“選択できる権利”は発生しない。

参考文献

伊地知紀子，1994，『在日朝鮮人の名前』，明石書店

伊地知紀子，2002，「営まれる日常・縒りあう力【語りからの多様な『在日』像】」『環』（pp.108—118）

伊藤亜人・大村益夫・梶村秀樹・武田幸男（監），1994『朝鮮を知る事典』平凡社

大阪国際理解教育研究センター，1997，季刊『Sai』第25号

大阪国際理解教育研究センター，1998，季刊『Sai』第27号

大阪国際理解教育研究センター，1998，季刊『Sai』第28号

大阪国際理解教育研究センター，2000，季刊『Sai』第34号

大阪国際理解教育研究センター，2002，季刊『Sai』第42号

大阪国際理解教育研究センター，2002，季刊『Sai』第43号

大阪国際理解教育研究センター，2002，季刊『Sai』第44号

大阪国際理解教育研究センター，2001　『社会福祉事業従事者向けの人権研修手引き　在日コリアン高齢者理解のために』

大阪国際理解教育研究センター，2002，『ＫＭＪブックレットシリーズ１　キーワードで学ぶ在日コリアンの人権』

大阪国際理解教育研究センター，2002，「シンポジウム『在日コリアン高齢者介護の現状と課題』」資料

大阪市教育委員会，1995『こんにちは　アンニョンハシムニカ－ともに生きる－』

大阪市教育委員会，2001『在日外国人教育基本方針－多文化共生の教育をめざして－』

大阪市教育委員会，2002『平成14年度　学校教育指針』

学校法人大阪朝鮮学園大阪朝鮮第四初級学校，資料「民族教育について」

河　旭（カワ・ヘイギョク），2001，『第四の選択　韓国系日本人—世界六百万韓民族の生きざまと国籍—』，文芸社

金慶海，1995「四・二四教育闘争」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.183-196)

金時鐘（キム・シジョン）・　健次（ユン・コォンチャ），2002，「対談『在日』を生きる」『環』（pp.120—150

金明秀（キム・ミョンス）（編），1997，『在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査報告書』在日韓国青年商工人連合会

金明石（キム・ミョンジン），1995「在日3世以降にとっての民族教育を展望する」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.64-72)

金原左門・他，1986，『日本の中の韓国・朝鮮人，中国人　—神奈川県内在住外国人実態調査より—』明石書店

教育科学研究会（編），1993『教育』国土社

高賛侑（コウチャニュウ），1997『国際化時代の民族教育　子どもたちは虹の橋をかける』東方出版

在日韓国青年同盟中央本部（編），1970『在日韓国人の歴史と現実』洋々社
在日朝鮮人研究会（編），『コリアン・マイノリティ研究第４号』，新幹社
坂中英徳，2002,「在日韓国・朝鮮人政策論の帰結」(『環』pp.194―202)
辛淑玉（シン・スゴ）・　誉戸（チョイ・エホ）・朴和美（パク・ファミ）・鄭　恵，2000,「パネルディスカッション『在日』女語り」(『コリアン・マイノリティ研究第４号』pp.5－45)
宋英子（ソン・ヨンジャ），2002,「国際結婚による重国籍の子ども―子どもの教育環境に関する調査（2001）から」(『部落解放10』pp.41－49)
宋連玉（ソン・ヨノック），2002,「『在日』女性の戦後史」(『環』pp.166－177)
曽根寛子，2000『絵本を教材とした小学校における国際理解教育』
田中宏，2002,『在日コリアン権利宣言（岩波ブックレットＮＯ，566)』，岩波書店
谷川彰英・大宰府西小学校，1996『国際理解教育と国際交流』　国土社
『朝鮮をどう教えるか』編集委員会　2001　『朝鮮をどう教えるか』　解放出版社
辻本久夫・他，1994,『親と子がみた在日韓国・朝鮮人白書―在日韓国・朝鮮人と日本人の三つの意識調査』明石書店
寺島隆吉，2002,「国際平和学会に参加して」，寺島研究室ホームページ
豊島慎一郎，1997『名前の使用』.(『在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査報告書』第12章)
永井滋郎，1989『国際理解教育　地球的な協力のために』第一学習社
仲尾宏，2001『Ｑ＆Ａ―在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識』明石書店
中島智子，1995『多文化教育と在日朝鮮人教育』(全朝教ブックレット①）全国在日朝鮮人教育研究協議会
中山秀雄（編），1995『在日朝鮮人教育関係資料集』明石書店
朴一（パクイル），1995「民族教育って何だ」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.40-53)
朴一（パク・イル），2002,「三国のはざまに位置する『在日』」(『環』pp.63―69)
朴鐘鳴（パクチョンミョン）(編)，1999『在日朝鮮人』明石書店
福岡安則，1993,『在日韓国・朝鮮人―若い世代のアイデンティティ』，中公新書
福岡安則（研究代表者)，1991『在日韓国・朝鮮人問題をめぐる社会学的研究―「在日」若者世代の葛藤とアイデンティティの多様化』(研究課題番号　63301032)
福岡安則・金明秀（キム・ミョンス)，1997,『在日韓国人青年の生活と意識』東京大学出版会
法務省入国管理局，2002『在留外国人統計―平成14年度版』法務省入国管理局
藤原書店（編)，2002，学芸総合誌・季刊『環』【歴史・環境・文明】vol.11
堀正嗣・曽根信一，1992,『人権問題キーワード』明石書店
ほるもん文化編集委員会（編），1995『在日朝鮮人・民族教育の行方』(ほるもん文化５）新幹社
民族教育ネットワーク，1999『民族教育と共生社会―阪神教育闘争50周年集会の記録』(東方ブックレット10)東方出版
梁泰昊（ヤン・テホ)，2001『プロブレムQ&A－12　在日韓国・朝鮮人読本　リラックスした関係を求めて』緑風出版
李月順（リウォルスン)，1995「在日朝鮮人と民族教育」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.54-64)
宋貞智，1995「ソンチャバ行こう」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.93－100)
梁澄子，1995「されど『ウリハッキョ』」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.126-132)
尹静恵，1995「四つの面を被った祖国」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.172-174)
蔵重優姫，1995「より良き在日の民族教育を願って」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.178-180)
吉岡増雄，1995,『在日外国人と社会保障―戦後日本のマイノリティ住民の人権』社会評論社

参考サイト

大阪市教育委員会指導部（http://www.ocec.ne.jp/shidoubu/）
受験OK（http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/zyukennok.html）
朝鮮学校卒業者の受験資格を認めている4年生大学（1997年9月現在）
（http://korea-np.co.jp/na-edu/jukensikaku-daigaku9709.htm）
民族学校卒に受験資格　京大04入試から，国立大で初（京都新聞：2002.09.13）

(http://www.kyoto-np.co.jo/kp/topics/2002sep/13/W20020913MWC2K100000078.ht)
平成12年度国勢調査　第1次基本集計結果主要統計表（EXCEL　形式）
(http://www.pref.osaka.jp/toukei/kokucho/a015.xls)
都道府県による朝鮮学校への補助金支給現状（1997年4月現在）
(http://www.korea-np.co.jp/na-edu/hojo-ken9704.htm)
市区町村による公的助成（1996年4月現在）
(http://www.korea-np.co.jp/na-edu/hojo-sikuchouson9604.htm)
都道府県・指定都市の民族学級への教育費助成
(http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/zyoseikinz95.html)